

第1次和水町まちづくり 総合計画

後 期 基 本 計 画

希望(ゆめ)あふれ、
人と地域が輝くまち

平成 25 年 3 月

和 水 町

はじめに

～「希望^{ゆめ}あふれ、人と地域が輝くまち」をめざして～

本町では、平成20年度に第1次和水町まちづくり総合計画をスタートし、「希望(ゆめ)あふれ、人と地域が輝くまち」の実現に向け、住民の皆さまと協働のもと、積極的な各種施策・事業を展開してきました。



その間、我が国を取り巻く環境は、金融危機等による社会経済的な打撃、東日本大震災やそれに伴う原子力発電所事故による甚大な被害など不安定な状況が続いています。また、行政を取り巻く状況も、政権交代をはじめ様々な制度改正や地域主権の推進など、大きく変化しています。

このような中、「和水町に住んでよかった」と、住民が誇りと夢を抱けるまちづくりを進めていくために、特に重要なものとなる今後5年間の「後期基本計画」を策定しました。

少子高齢化への対応、環境問題への取り組み、学校統廃合後の施策の充実など多くの行政課題に取り組む中で、人口減少に歯止めをかけるため、定住促進につながる施策が今後ますます重要になると考えています。子育て支援の充実、公共交通の利便の向上、当町が誇る歴史遺産や自然資源を活かした交流人口の増加など特色あるまちづくりなどを進めて、安心して暮らせるまちづくりを進めて参ります。

最後に、後期基本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画策定審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆さまに心より感謝申し上げますとともに、今後とも本町のまちづくりへの積極的な参画をお願い申し上げます。

平成25年3月

和水町長 坂梨豊昭

目 次

| | |
|---|----|
| 第1部 はじめに | 1 |
| 1 後期基本計画策定の趣旨..... | 3 |
| 2 後期基本計画体系図..... | 4 |
| 第2部 基本目標別まちづくり施策 | 7 |
| 第1章 すべての人が安心して暮らせるまち【保健・福祉・医療】 | 9 |
| 第1節 保 健..... | 10 |
| 第2節 福 祉..... | 14 |
| 第3節 医 療..... | 22 |
| 第2章 活力と賑わいのあるまち【産業振興】 | 25 |
| 第1節 農林水産業..... | 26 |
| 第2節 商業・工業..... | 31 |
| 第3節 観光・レクリエーション..... | 34 |
| 第3章 自然と共生する環境にやさしいまち【環境共生】 | 37 |
| 第1節 ごみ処理対策と再資源化..... | 38 |
| 第2節 自然環境保全..... | 40 |
| 第3節 環境教育..... | 42 |
| 第4節 上水道の整備..... | 44 |
| 第5節 下水処理施設の整備..... | 45 |
| 第4章 安全で快適に暮らせるまち【生活基盤・安全防災】 | 47 |
| 第1節 道路網の整備..... | 48 |
| 第2節 住環境整備..... | 50 |
| 第3節 公共交通体系の充実..... | 52 |
| 第4節 情報通信網の整備..... | 53 |
| 第5節 消防・防災..... | 54 |
| 第6節 交通安全..... | 56 |
| 第7節 防 犯..... | 57 |
| 第5章 明日を拓く人材が育つまち【教育文化】 | 59 |
| 第1節 学校教育..... | 60 |
| 第2節 社会教育..... | 64 |
| 第3節 社会体育（地域スポーツ）..... | 66 |

| | |
|--|-----------|
| 第4節 文化振興 | 68 |
| 第6章 分権社会に対応する自立したまち【協働のまちづくり・行財政運営】 | 71 |
| 第1節 自律的なコミュニティ形成..... | 72 |
| 第2節 行財政運営..... | 74 |
| 第3節 男女共同参画..... | 76 |
| | |
| 第7章 ユニバーサルデザインの推進..... | 77 |
| 第1節 ユニバーサルデザインの啓発・導入..... | 78 |
| | |
| 参考資料 | 79 |

第1部 はじめに

和水町町民憲章

平成 23 年 9 月 30 日
告示第 47 号

わたしたちは、美しい自然と先人達が築いてきた歴史を受け継いできました。
夢と希望をもち、自らの行動であしたへ進み、互いに和みあうまちとなることを願い、
この憲章を定めます。

- 1 恵まれた自然に感謝し 環境にやさしい 住みよいまちをつくります
- 1 ふれあいを大切にし 互いに支えあい 心豊かなまちをつくります
- 1 働く喜びと誇りをもち たくましく 活気に満ちたまちをつくります
- 1 歴史と文化を尊び 創造する力を育み 魅力あるまちをつくります
- 1 笑顔と挨拶で 明るい未来をひらく 夢あふれるまちをつくります

◆町の花：ひまわり

和名のひまわり（向日葵）の由来は、太陽の動きにつれてその方向を追うように花が回るといわれたことから、英名ではサンフラワーともいわれます。

太陽に向かって真っ直ぐに伸びる姿は、明るく元気なイメージがあります。町内でもよく見かけ、誰もが知っており、和水町にふさわしい花です。



◆町の木：桜

日本人に古くから親しまれており、桜の開花予想図の「桜前線」は広く知られているところです。町内の多くの場所で見ることができ、町の自然環境になじみが深いものです。桜の花は美しく、見る人を和ませ町名にも合っており、喜びや希望を感じさせ、シンボルとしてふさわしい木です。



◆町の鳥：うぐいす

平地にて鳴き始める季節が早春であることから「春告鳥（はるつげとり）」の別名があります。春になると町内でもよく鳴き声（ホーホケキョ）が聞こえてきます。きれいな鳴き声に心が癒され、自然豊かな和水町にふさわしい鳥です。



1 後期基本計画策定の趣旨

本町では、平成 20 年 3 月に、町政において最も上位に位置づけられる総合的な計画として、「第 1 次和水町まちづくり総合計画(2008-2017)」を策定しました。

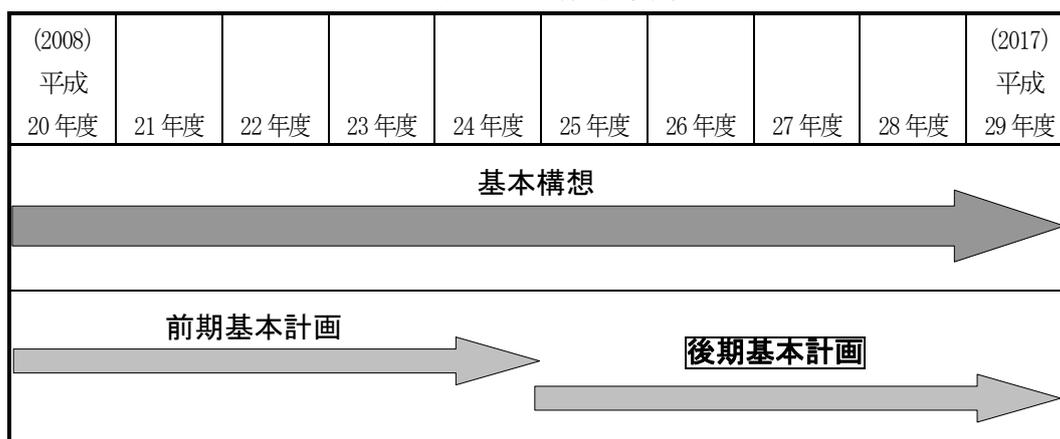
本総合計画の基本構想において「**希望(ゆめ)あふれ、人と地域が輝くまち**」を町の将来像として掲げました。

その上で、この将来像を実現するために、平成 20 年度から 5 ヶ年を計画期間とする前期基本計画を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

この前期の基本計画が平成 24 年度をもって終了することから、前期基本計画策定時からの時代の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間の本町における具体的な施策を体系的に組み立てた後期基本計画を策定します。

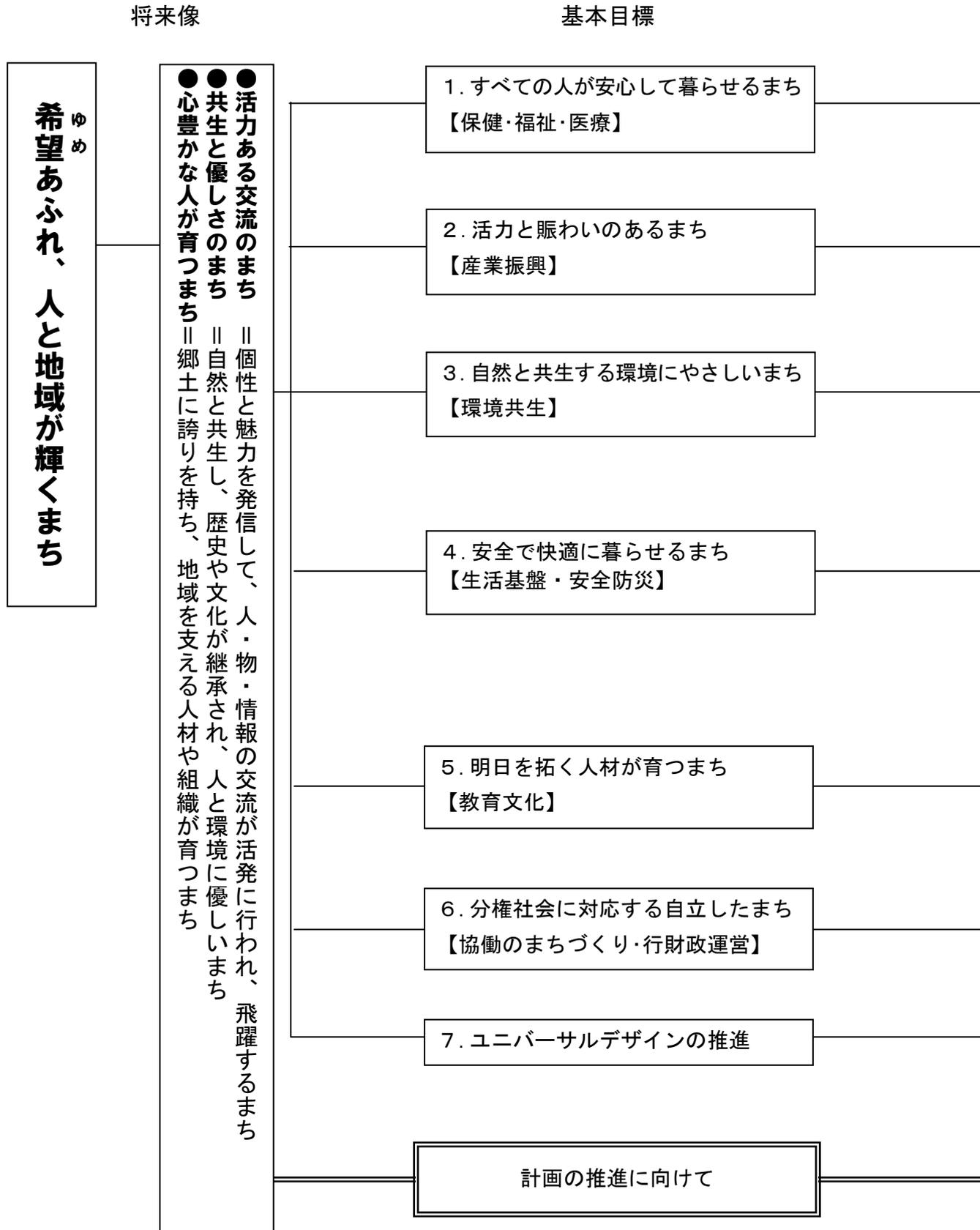
本計画に基づき、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、長期的な展望を持って計画的に行政運営を進めることによって、希望(ゆめ)が実感できる地域社会の構築を目指します。

■計画の構成と期間■



2 後期基本計画体系図

本町は、以下に示す町の将来像を踏まえて7つの基本目標を掲げ、分野別のまちづくり施策にあたるものとします。



まちづくり施策の方針

- 1) 子どもから高齢者までに対応した保健活動や健康づくりの推進
- 2) 健康で安心して、生き生きと生活できる福祉施策の推進
- 3) 様々な医療ニーズ等に対応できる地域医療体制・救急医療体制の整備・充実

- 1) 農林水産物の生産活動を通じた第1次産業の活性化や地域営農体制の確立とツーリズム活動の推進
- 2) 活力ある商工業の振興を目指した活性化計画の策定
- 3) 地域資源の活用と他産業との連携による観光振興

- 1) 循環型社会の形成に向けたごみの減量化と再資源化の推進
- 2) 豊かで美しい自然環境を守り育てる取り組みの推進
- 3) 住民の自然環境保全に対する意識の醸成と地球温暖化対策の推進
- 4) 簡易水道の整備と水質保全の推進
- 5) 公共用水域の水質汚濁の防止と美しく快適な住環境の整備

- 1) 安全安心な道路ネットワークの整備
- 2) 安らぎとゆとりある住環境の形成
- 3) 利用者の利便性向上のための路線バスや地域内交通手段の確保
- 4) ホームページの内容更新や電子申請の普及啓発及び光ブロードバンドの整備
- 5) 非常時の情報連絡体制や自主防災組織の強化及び消防機材の充実
- 6) 交通安全施設の整備更新と交通安全意識の向上
- 7) 警察機関との連携強化や自主防犯活動等への支援

- 1) 個性を伸ばし、安心して伸び伸びと学べる教育環境・教育内容の充実
- 2) 生涯学習の内容や活動拠点機能の充実など社会教育環境の充実
- 3) スポーツ振興計画に基づく計画推進体制の確立とスポーツ施設の整備
- 4) 郷土の歴史や文化の次世代への継承と文化創造のまちづくりの推進

- 1) 協働のまちづくりの推進と地域コミュニティの醸成
- 2) 行政評価システムの充実、職員の意識改革等による健全な行財政の運営
- 3) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

- 1) ユニバーサルデザインの普及・啓発

- 人の育成・・・老若男女、それぞれの特性を引き出す教育と学習
- 人の誘致・・・様々な人材の確保と招聘
- 人のネットワーク・・・まちづくりのための様々な分野の連携



第2部 基本目標別まちづくり施策



第1章

すべての人が安心して暮らせるまち
(保健・福祉・医療)

● 第1節 保 健

現状と課題

(1) 母子保健

子どもの成長発達が保障される養育環境の確保（生活習慣病予防、虐待予防）、病気や障がいの早期発見・早期治療のために、子どもの実態を正しく捉え見通しを持った子育てができるよう各種の専門職を活用し母子保健事業を展開しています。

今後は、母と児の将来の生活習慣病等を予防するために、医療機関と連携しながら妊婦の保健指導の実施とともに、発達障害のスムーズな発見・支援のための体制整備や保育士等の適切な配置が求められます。

併せて、妊娠中から生まれてくる子どもの歯の健康に関する指導が必要です。

(2) 成人保健

成人保健については、町立病院等との連携及び役割分担を行い、健診の受診率向上と、生活習慣病の発症・重症化予防の事後指導の強化を図ってきました。

本町の特定健診の受診率は60%弱で県下でも上位の受診率を誇っていますが、更なる受診率向上が望まれます。

生活習慣病予防は、地道な保健活動の積み重ねであるため、取り組みを継続することが必要です。

(3) 高齢者保健

高齢者保健については、住民健診結果等を活用することで高齢者の健康づくりを進めており、継続した取り組みが必要です。

生活習慣病の悪化を防止し、身体状況の安定を図っていくために、各地区老人会での健康相談を実施しています。また、地域あるいは高齢者自身で主体的に健康増進を進めるために、地区の健康づくり実践グループの指導者への活動費支援を行っています。

(4) 健康づくり活動

保健部門では健康づくり推進協議会を核として、健康推進委員会、食生活改善推進委員会等が活動しています。

健康推進員は、住民健診の希望調査等を通じ健康意識の向上や、地域での健康づくり活動の実践を行っています。

食生活改善推進員は、定期的に学習し、能力向上を進めています。様々なイベントに参加するなど、住民に食について伝える場を増やしています。

■健康診査等実施状況■

(単位:人)

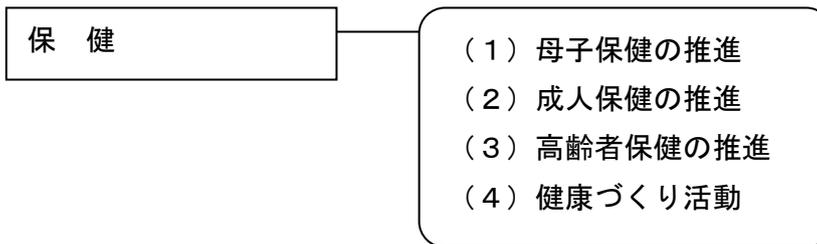
| | | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|--|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実 母 子 施 健 康 事 業 状 況 | 母子手帳交付者 | 61 | 74 | 78 | 70 | 94 |
| | 妊産婦・新生児訪問 | 127 | 113 | 129 | 146 | 147 |
| | 1歳6カ月児健康診査 対象者 | 65 | 77 | 59 | 78 | 69 |
| | 1歳6カ月児健康診査 受診者 | 63 | 73 | 53 | 76 | 68 |
| | 3歳児健康診査 対象者 | 65 | 69 | 75 | 69 | 59 |
| | 3歳児健康診査 受診者 | 65 | 67 | 66 | 65 | 56 |
| 予 防 接 種 実 施 状 況 | 三種混合 1期1回目 対象者 | 86 | 60 | 93 | 88 | 65 |
| | 三種混合 1期1回目 接種者 | 86 | 58 | 72 | 70 | 65 |
| | 三種混合 1期2回目 対象者 | 88 | 59 | 83 | 101 | 68 |
| | 三種混合 1期2回目 接種者 | 87 | 56 | 71 | 73 | 68 |
| | 三種混合 1期3回目 対象者 | 86 | 65 | 80 | 106 | 123 |
| | 三種混合 1期3回目 接種者 | 85 | 61 | 62 | 69 | 123 |
| | 三種混合 1期追加 対象者 | 76 | 75 | 124 | 93 | 119 |
| | 三種混合 1期追加 接種者 | 75 | 72 | 70 | 72 | 119 |
| | 二種混合 対象者 | 120 | 101 | 92 | 109 | 103 |
| | 二種混合 接種者 | 115 | 94 | 87 | 108 | 103 |
| | 麻しん・風しん混合 1期 対象者 | 83 | 74 | 66 | 70 | 68 |
| | 麻しん・風しん混合 1期 接種者 | 83 | 51 | 61 | 69 | 68 |
| | 麻しん・風しん混合 2期 対象者 | 76 | 88 | 67 | 75 | 67 |
| | 麻しん・風しん混合 2期 接種者 | 73 | 84 | 66 | 75 | 67 |
| | 麻しん・風しん混合 3期 対象者 H21～ | - | - | 103 | 93 | 108 |
| | 麻しん・風しん混合 3期 接種者 | - | - | 93 | 88 | 104 |
| | 麻しん・風しん混合 4期 対象者 H21～ | - | - | 125 | 121 | 119 |
| | 麻しん・風しん混合 4期 接種者 | - | - | 113 | 113 | 119 |
| | 風しん 対象者 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 風しん 接種者 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 麻しん 対象者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 麻しん 接種者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ポリオ 1回目 対象者 | 118 | 76 | 101 | 73 | 85 | |
| ポリオ 1回目 接種者 | 99 | 54 | 82 | 60 | 66 | |
| ポリオ 2回目 対象者 | 138 | 83 | 106 | 86 | 100 | |
| ポリオ 2回目 接種者 | 70 | 72 | 72 | 59 | 63 | |
| BCG 対象者 | 60 | 46 | 75 | 72 | 60 | |
| BCG 接種者 | 60 | 46 | 75 | 72 | 60 | |
| 日本脳炎 接種者 H20から対象変更 | 46 | 118 | 95 | 236 | 345 | |
| インフルエンザ 接種者 | 2,689 | 2,849 | 2,612 | 2,641 | 2,461 | |
| 実 健 康 施 増 進 事 業 状 況 | 胃がん検査 | - | 1,370 | 1,382 | 1,331 | 1,302 |
| | 肺がん検査 | - | 2,352 | 2,452 | 2,554 | 2,266 |
| | 乳がん検査 | - | 487 | 645 | 577 | 452 |
| | 子宮がん検査 | - | 456 | 433 | 404 | 682 |
| | 大腸がん検査 | - | 1,572 | 1,624 | 1,606 | 1,764 |

資料：健康福祉課管理データ

基本方針

子どもから高齢者まですべてのライフステージにおける保健活動を積極的に進めます。また、地域や関係団体、保健・医療関係機関等と連携を強化し、町ぐるみで取り組む総合的な健康づくり施策を推進します。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 母子保健の推進

①子どもの健康確保・増進

乳幼児健診・相談業務等の体制づくりや設備の充実に努めるとともに、母子保健と母子福祉における事務職と保健師、栄養士、保育士等の専門職の適切な役割分担と配置に努めます。

②母性の健康の確保・増進

妊婦の健康管理の取り組みを強化します。

また、中学生が生命の大切さを学び、健康的な身体づくりを学校教育と連携していきます。

③歯科保健の向上

歯科保健に対する啓発及び歯科保健対策の充実に努めるとともに、フッ化物洗口事業の中学校までの実施の協議を進め、う歯（虫歯）予防対策に努めます。

(2) 成人保健の推進

①生活習慣病発症・重症化予防対策の推進

健康なごみ 21 計画、和水町特定健診等実施計画に基づき、保健師・栄養士・事務職による支援を行い、生活習慣病の発症・重症化予防を行います。

また、生活習慣病の予防やその発症時期を遅らせるため母子保健事業、食生活改善推進事業、学校保健、公民館活動等と連携しながら進めます。

②若い世代からの健康診断、健康相談等の強化

健診内容と健診体制の再構築、事後指導体制の強化に引き続き取り組みます。

(3) 高齢者保健の推進

①基本健診結果と生活機能評価の結果の活用

高齢期での生活習慣病の悪化防止とコントロールを図るための保健指導を各健康相談や個別訪問により行います。

また、高齢期における栄養改善、運動機能向上、認知症予防等の指導に努めるとともに、低栄養・閉じこもり・認知症予防のため各種高齢者事業への参加を促し、要介護者とならないような介護予防の取り組みを進めます。

②健康づくり実践グループへの支援

地域の実情に応じた健康づくりを身近な場所で実施するとともに、各グループへの活動費支援等により内容の充実を図り、継続的な活動を推進します。

(4) 健康づくり活動

①健康づくりへの自己管理意識の啓発活動の推進

住民一人ひとりが自分の健康問題に気づき、主体的に生活習慣改善に取り組めるように自己管理意識の啓発活動を進めます。

そのために、健康推進員や食生活改善推進員が中心となり、住民が町の健康課題解決に向けての主体的な取り組みが行えるように支援を行います。

②各種団体との健康づくり推進体制の強化

健康づくり推進協議会を核として、関係機関や団体等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図り、一体となって健康づくりに取り組みます。

③健康づくり実践方法の普及推進

食育、運動等健康づくりの実践方法について、妊婦、乳幼児から高齢者までを対象に健康的な生活習慣の学習の場を提供します。

第2節 福祉

現状と課題

(1) 高齢者福祉

高齢者福祉では地域との繋がりが薄れていく中、高齢者が住み慣れた地域で心身ともに健康で安心した日常生活を送ることを目指し、健康・生きがいづくりをはじめ、生活を支える見守りや安心・安全な暮らし等高齢者を支える取り組みの充実が求められます。

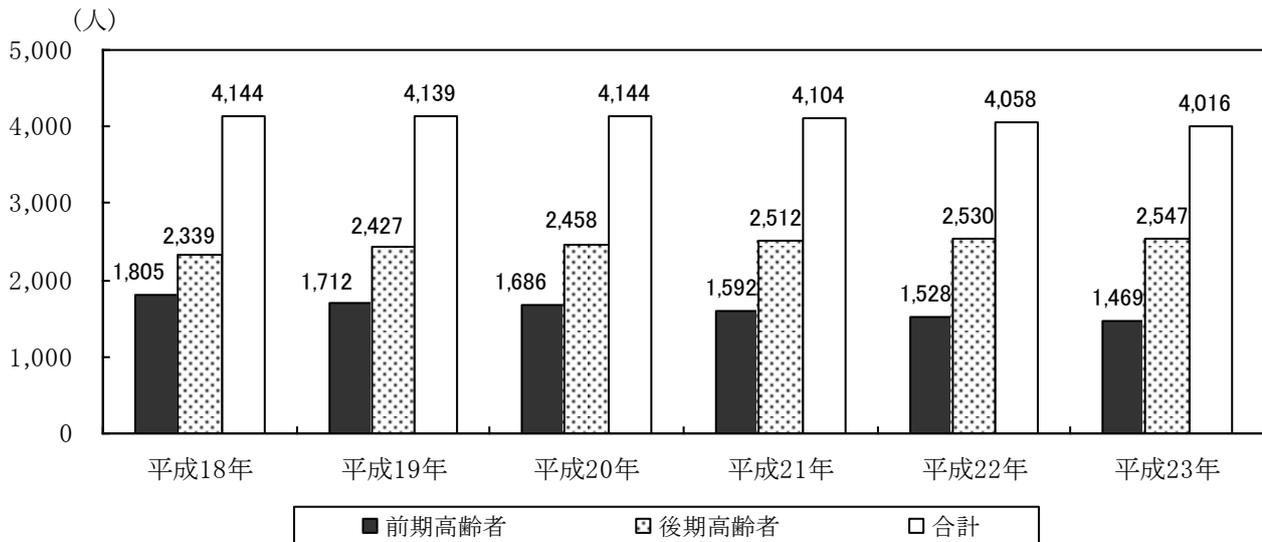
また、人口減少が進む中、75歳以上の後期高齢者の人口は年々増加しており、今後も配食サービス等町独自のサービスの検討を行い、在宅で生活している高齢者に多様なサービスを提供するなど、住み慣れた地域で生活を続けていくための支援を継続していく必要があります。

高齢者住宅改造事業については、支援が必要な高齢者の自立支援と介護者の負担軽減としての効果がみられることから、今後も継続して実施していく必要があります。

高齢者の生きがい対策として、老人クラブ活動等が行われていますが、クラブ数及びクラブ会員数は年々減少してきています。また、シルバー人材センターについては、会員数が横ばいであり、個人の能力や適性に応じた就労機会の提供の場として、会員数を増やし、自主運営ができるよう支援していく必要があります。

高齢者の見守りについては、友愛訪問、緊急通報装置の貸与、災害時要援護者登録、命のバトン事業を実施しています。登録者数も年々増加しており、今後とも高齢者が安心して地域で生活できるような見守り体制等の取り組みを進める必要があります。

■ 高齢者人口の推移 ■



資料：健康福祉課管理データ

※前期高齢者：65歳～74歳の高齢者 後期高齢者：75歳以上の高齢者

(2) 児童福祉

子育てしやすい環境づくりとして、保護者のニーズに対応した延長保育等各種支援保育を実施してきましたが、今後は、一時保育、休日保育、病後児保育、障がい児保育等子育て中の親のニーズに即した支援を充実する必要があります。

地域子育て支援センターについては、センター型「ピノッキオ」、ひろば型「子育てひろば」を開設し、気軽に子育ての相談ができる場としていますが、参加する人が固定化しており、参加しない人への支援を考慮する必要があります。

自主グループ「にこにこクラブ」の運営については、友達づくりの場、相談の場として重要な役割を果たしています。

また、ファミリーサポートセンターを開設し、地域での子育て支援に取り組んでいます。

子育て世帯の経済的支援として、高校生までの医療費無料化、1人目からの出生祝い金の支給等を実施しています。

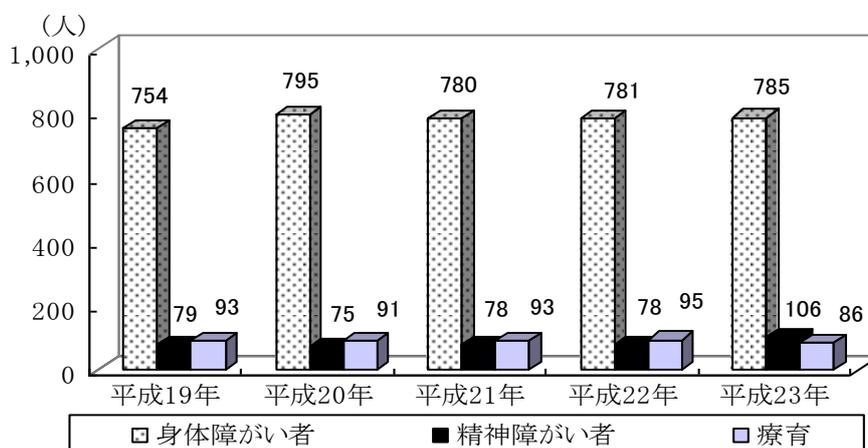
(3) 障がい者福祉

障がい者の福祉サービスについては、障害程度区分認定調査を行い、障害程度が一定以上の人に対して生活上または療養上の必要な居宅介護、短期入所及び療養介護等の給付介護を行っています。併せて、身体的または社会的なリハビリテーションや就労に繋がる自立訓練や就労移行支援等の訓練等給付を行っています。

障がい者が家庭や地域において安心して暮らせる環境づくりについては、精神障がい者家族会総会と講演会を兼ねた座談会を年1回ずつ行っており、不安や悩みの相談等を聞いていますが、家族会の高齢化が進み、世話人もいない状況にあり、会の存続にとっての課題となっています。また、障がい者が働く施設がなく、就労希望に対応できない状況です。

障がい者の社会参加やボランティア活動については、イベント等の周知を図り、積極的な参加を促しています。また、有明圏域ではボランティア連絡協議会を設置して、障がい者向けの各種イベント（ハートフルコンサート等）を企画し、実践しています。

■障がい者数の推移■



資料：健康福祉課管理データ

(4) 地域福祉（地域での支え合い）

地域福祉では、高齢者と地域の交流を進め地域で支え合う環境づくりと生きがいある自立した生活を目指し、地域と連携した取り組みが必要です。また、地域福祉に係る計画策定及び評価については、専門的機関や専門家の支援を得ることが求められます。

現在、地域では人間関係が希薄化し、地域の連帯感が薄れつつある状況を踏まえ、地域の中で互いに支え合い、住民の誰もが関わりを持つような交流活動が求められます。

地域の交流活動については、介護予防教室や各種の在宅サービスを社会福祉協議会、各種ボランティアグループの協力で行っています。今後はボランティアの養成が必要となります。

また、本町では高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることから、地域内だけでの取り組みに留まらず、それぞれの地域が町全体の活動組織として繋がるようなネットワークの構築が求められます。

地域福祉拠点としての公民館については、地域の交流拠点として整備をしていく必要があります。

災害時対策としては、災害時要援護者及び命のバトンの登録制度を実施しており、家族や一人暮らし高齢者等が安心して暮らせる環境づくりが引き続き必要です。

(5) 介護保険事業

介護保険事業では、要介護認定調査に係る平準化等制度の適切な運営を図っていくことはもとより、高齢者の生きがいづくりと介護予防事業を充実させ、安心した老後を送れるよう多様な生活支援サービスの拡充や医療と介護の切れ目のないサービス提供体制づくり等を検討していく必要があります。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、地域での支えあい機能の構築、認知症予防の取り組み、介護者の負担軽減等が求められます。

地域包括ケアの中核である地域包括支援センターは、高齢者の地域生活支援に大きな役割を担っており、関係機関との連携強化や介護支援専門員等への支援、総合相談機能の体制強化等が求められています。

介護予防事業の取り組みの柱であるお茶の間筋トレ（教室）については、平成 23 年度までに 42 地区、平成 24 年度 3 地区の立ち上げが行われており順調に取り組みが広がっていますが、今後は、住民自らが自主的に活動できるような支援の方法を検討する必要があります。

高齢者が安心して生活を送るためには、介護サービスだけでなく生活課題やニーズを把握しながら多様な生活支援サービスの拡充が求められます。

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように認知症やその家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催しており、引き続き認知症に対する理解や認知症予防についての取り組みが必要です。

また、介護者の負担軽減を図るために介護手当やふれあいショートステイ等の事業に取り組んでいますが、地域住民がともに支えあう体制の整備が必要となっています。

■要支援・要介護者数の推移■

(単位：人)

| | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援 1 | 79 | 73 | 62 | 62 | 53 |
| 構成比 | 10.3% | 9.4% | 7.6% | 7.3% | 6.2% |
| 要支援 2 | 67 | 83 | 88 | 114 | 109 |
| 構成比 | 8.7% | 10.6% | 10.8% | 13.4% | 12.7% |
| 要介護 1 | 148 | 147 | 154 | 164 | 159 |
| 構成比 | 19.3% | 18.9% | 18.9% | 19.3% | 18.5% |
| 要介護 2 | 159 | 158 | 174 | 157 | 182 |
| 構成比 | 20.7% | 20.3% | 21.4% | 18.4% | 21.1% |
| 要介護 3 | 120 | 120 | 125 | 121 | 119 |
| 構成比 | 15.7% | 15.4% | 15.4% | 14.2% | 13.8% |
| 要介護 4 | 105 | 103 | 108 | 135 | 139 |
| 構成比 | 13.7% | 13.2% | 13.3% | 15.9% | 16.1% |
| 要介護 5 | 89 | 95 | 102 | 98 | 100 |
| 構成比 | 11.6% | 12.2% | 12.6% | 11.5% | 11.6% |
| 計 | 767 | 779 | 813 | 851 | 861 |

資料：健康福祉課管理データ

(6) 国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療制度

国民健康保険については、住民への周知徹底と適切な保険税の収納を図るとともに、住民の健康増進を図るために、生活習慣病の疾病予防に努める必要があります。

国民健康保険税の収納率は、96.5%と県内でも上位ですが、経済雇用環境の悪化から全体の収納額は低下している状況です。特定健診については、平成24年度までの国の目標値である65%を目指しましたが、県下では上位の受診率であるものの毎年度53~56%程度と伸び悩んでいます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度として、平成20年4月から開始されています。

■ 国民健康保険保険給付状況の推移（一般被保険者数） ■

単位（人、件、円）

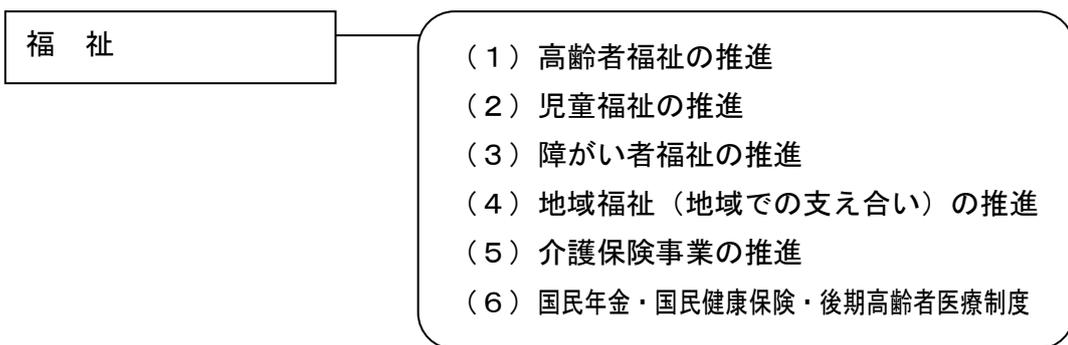
| | 一般被保険者数 (年度末) | 総数 | | 保険給付費 | | | | | |
|--------|------------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-----|-----------|
| | | 計 | | 療養給付費 | | 療養費 | | | |
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 平成19年 | 2,933 | 35,313 | 627,343,698 | 34,538 | 563,347,812 | 33,975 | 559,120,100 | 563 | 4,227,712 |
| 平成20年 | 3,580 | 48,587 | 836,489,801 | 47,536 | 753,048,983 | 47,067 | 749,079,732 | 469 | 3,969,251 |
| 平成21年 | 3,467 | 51,919 | 909,776,930 | 50,555 | 807,960,228 | 49,962 | 802,260,331 | 593 | 5,699,897 |
| 平成22年 | 3,406 | 52,976 | 974,425,901 | 51,456 | 858,461,649 | 50,725 | 852,580,036 | 731 | 5,881,613 |
| 平成23年 | 3,280 | 50,976 | 909,065,739 | 49,615 | 804,304,905 | 48,853 | 799,241,945 | 762 | 5,062,960 |
| | 一般被保険者数 (年度末) | 高額療養費 | | 出産育児諸費 | | 葬祭諸費 | | | |
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | |
| 平成19年度 | 2,933 | 653 | 57,125,886 | 11 | 4,550,000 | 116 | 2,320,000 | | |
| 平成20年度 | 3,580 | 1,025 | 78,530,818 | 11 | 4,610,000 | 15 | 300,000 | | |
| 平成21年度 | 3,467 | 1,329 | 93,606,702 | 19 | 7,890,000 | 16 | 320,000 | | |
| 平成22年度 | 3,406 | 1,492 | 109,801,312 | 14 | 5,882,940 | 14 | 280,000 | | |
| 平成23年度 | 3,280 | 1,321 | 96,867,264 | 18 | 7,533,570 | 18 | 360,000 | | |

資料：税務住民課管理データ

基本方針

すべての住民が家庭や住み慣れた地域で、健康で、安心して、いきいきと生活できる福祉施策をきめ細やかに推進します。このため、地域とのネットワークの強化はもとより、専門的機関や専門家からの支援を得られるような体制づくりを進めます。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 高齢者福祉の推進

① 在宅介護・地域支援サービスの推進

在宅介護を支援するサービスについては、住み慣れた生活の場において、安心して自分らしい生活が継続できるよう利用者の多様なニーズにあった質の高いサービス提供体

制の確保に努めます。また、町と地域が連携を深め、助け合いの心を育て地域で支えあう福祉コミュニティづくりを推進します。

②高齢者住宅の整備

高齢者が在宅で自立した生活を送るとともに、介護者の負担が軽減される方策として、介護認定を受けていない高齢者の住宅改修に係る支援に継続して取り組みます。

③高齢者の生きがい対策の推進

高齢者の生きがい対策として、働くことを生きがいとする高齢者も少なくないことから、シルバー人材センターを通じての就労機会の提供や老人クラブ等でのボランティア活動、高齢者スポーツの推進等、高齢者の生きがいづくりを支援していきます。

④シルバー人材センターの活動の推進

シルバー人材センターについては、個人の能力・適性に応じた就労機会の提供等を進め、活動の活性化や自主運営体制の確立に向けた支援や指導に継続して取り組みます。

⑤高齢者の見守り体制の推進

緊急通報装置の貸与や友愛訪問、認知症高齢者見守り事業等制度の周知及び利用促進を図り、シルバーボランティア等を活用した地域での見守り体制を強化し、家族や一人暮らしの高齢者、高齢者世帯等が地域で安全・安心に生活できるような仕組みと体制づくりの取り組みを推進します。

(2) 児童福祉の推進

①子育てしやすい環境づくりの推進

保育所においては、各園の運営の強化をはじめ、一時保育、休日保育、障がい児保育等の特別な保育ニーズに応え得る保育の質の向上を図るとともに、ファミリーサポートセンターの活用促進を図り、子育てしやすい環境づくりの推進に努めます。

②地域子育て支援センターの充実

地域で子育てを応援する交流の場、仲間づくりや子育てについて相談ができる場として、センター型「ピノッキオ」、ひろば型「子育てひろば」の充実に向けて、関係機関との連絡調整を図り、子育て支援センターの充実に努めます。

③子育て世帯の経済的支援の充実

高校生までの医療費無料化、1人目からの出生祝い金の支給等の経済的支援を推進します。

④地域における子育て支援の推進

子育てに悩む母親が気軽にいつでも相談できるように、相談の場づくりや困難事例に対応できる専門スタッフの活用及び専門機関との連携を図ります。一方、子育て支援事業の参加促進に努めます。また、子どもの年齢に応じた成長を促すために、日常の子どもの状況を十分把握し、保護者と保育園との連携強化に努めます。

(3) 障がい者福祉の推進

①障がい者の福祉サービスの充実

第3期障がい福祉計画を基に入所から在宅へ、また自立へ向けた移行等障がい者福祉サービスの提供を図るとともに、障害者総合支援法を踏まえた柔軟な対応を図ります。

また、発達段階に応じたきめ細かなケアを実践できる社会福祉士、精神保健福祉士等専門家の確保に努めます。

②障がい者が家庭や地域において安心して暮らせる環境づくり

困っていることや不安・悩みの相談への対応を充実するために、民生児童委員等コミュニティリーダーをはじめ、病院・診療所の医師、行政等の連携を一層充実します。

③障がい者の社会参加とボランティア活動の推進

地元で開催する祭り・イベントはもとより、有明広域圏で開催されるハートフルコンサート等の催し物を広く周知し、精神障がい者と地域住民との交流を図ります。

また、県・関係団体とともに、障がい者のスポーツ・レクリエーション大会等へのボランティア参加を促し、障がい者へのサポート体制の強化を図り、障がい者の社会参加促進の充実に努めます。

(4) 地域福祉（地域での支え合い）の推進

①高齢者と地域の交流促進

地域(区)を単位として、子どもから高齢者まで全ての住民を対象に地域での支え合いのネットワークを構築し、近隣や地域の人々による見守り活動や援助活動を推進します。

地域での支え合いのネットワークの構築では、自治会・地域のリーダー・民生児童委員等関係機関との連携を図るとともに、地域の公民館を高齢者と地域の交流拠点として活用を図ります。

また、地域の連携体制等を補うボランティアの育成等を推進します。

②地域福祉拠点の整備

地区公民館については、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集う地域の交流拠点として整備を推進します。

③地域と連携した取り組みの推進

一人暮らしの高齢者や高齢世帯等災害時要援護者及び命のバトンへの高齢者の登録の推進を図り、要援護者等が安心して暮らせるよう努めます。

また、全ての住民が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、公的な福祉サービスと住民相互で支えあう地域福祉体制づくりを推進します。

④計画策定及び評価に係る専門的支援の確保

地域福祉計画の見直し等については、早期の取り組みを進めます。

(5) 介護保険事業の推進

①介護予防重視の取り組みの推進

介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護予防に繋がる地域活動を育成し、高齢者自らがこれらの活動に積極的に参加することで、自主的な介護予防へと繋がります。

介護予防事業の柱である「お茶の間筋トレ（教室）」が全地区に普及するよう「拠点づくり」の推進と主体的に運営されるよう「人づくり」を推進します。

また、要支援・要介護になる恐れの高い二次予防事業では、対象者が参加しやすい事業内容や体制づくりを推進します。

②住環境整備の推進

高齢者の多様なニーズに対応した住まいやサービスが選択できるよう、高齢者に良質な住環境を提供する住宅改修等を推進していきます。

③介護者の負担軽減策の推進

要介護者とその家族への制度の周知等を行うとともに、地域において支え合う人材の育成等を推進します。

また、地域包括支援センターは、介護支援専門員等関係機関との連携強化や総合相談機能の充実等の地域包括ケアの推進を図ります。

在宅での介護が困難な人に対しては、介護老人福祉施設「きくすい荘」等の施設サービスを提供するとともに、「きくすい荘」の建て替え等の協議を進めます。

(6) 国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療制度

①国民年金に係る業務の円滑化

国民年金業務については、今後とも、丁寧、确实、安心をモットーに、より円滑な窓口対応に努めます。

②国民健康保険税収納の安定化

国民健康保険については、住民に制度への理解を深めてもらうため、制度改正に伴う継続的な情報提供や啓発を図ります。また、国民健康保険税の安定的な収納を確保するために、口座振替への勧奨や滞納整理の強化を推進します。

③特定健診及び生活習慣病予防の充実

今後とも町立病院との連携を図り、特定健診結果を活用した生活習慣病の疾病予防に力を入れます。

また、特定健診受診率の向上を図るとともに、保健師、栄養士の保健指導（訪問指導）を強化します。

④後期高齢者医療制度に係る業務の円滑化

後期高齢者医療制度に係る業務については、今後とも熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して、より円滑な窓口対応に努めます。

第3節 医療

現状と課題

(1) 町立病院

現在、平成21年に策定した「公立病院改革プラン」により、町立病院の経営の健全化に努めていますが、民間病院も含めた病院間の競争激化、入院・外来患者の伸び悩み、質の高い医療を行うための医療機器の購入、民間と比べ高コスト体質等、病院経営は厳しさを増しています。このような中、経営（財務運営）は、平成25年度から一部適用※1から全部適用※2になり、経営手腕が問われるようになるため、職員の意識改革が求められます。

現在、町立病院の医療圏域としては、和水町、南関町が中心であり、98床（療養型48床）、外科（常勤2）、脳外科、整形外科、内科（常勤2）、小児科で運用しており、常勤4名、非常勤20名体制で、救急指定（24時間体制）を実施していますが、常勤医師の不足が生じています。

■町立病院■



(2) 救急医療

救急医療については、24時間、365日の運営体制を維持しています。当院で診療できない場合は、周辺自治体病院（公立玉名中央病院・荒尾市民病院・山鹿市民医療センター・済生会熊本病院・国立病院機構熊本医療センター）と救急業務の協定を締結しており、症状・状態により搬送しています。

(3) 在宅医療

本町では、在宅医療の普及に向け医師、看護師による訪問看護を実施しており、さらに重点化して対応を図る必要があります。

(4) 予防医療

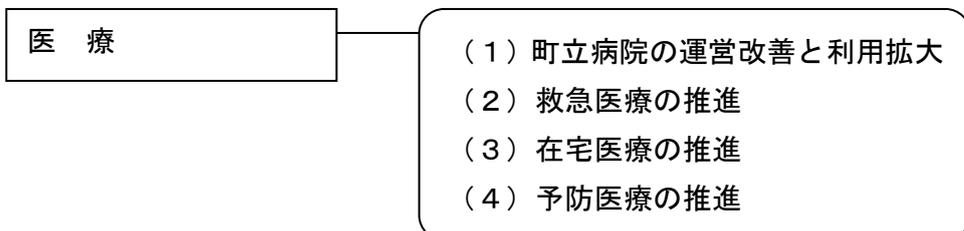
健康管理センターでの、住民健診をはじめ職場検診及び人間ドック等予防医療として

の取り組みを通して、疾病の早期発見・早期治療に貢献しており、今後とも継続した取り組みが必要です。

基本方針

住民が健康で安心して暮らせるよう、様々な医療ニーズや課題に適切に対応するために、町立病院を核として、町内の保健・福祉施設等との連携を一層強化しながら、地域医療体制や救急医療体制等の整備・充実を図ります。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 町立病院の運営改善と利用拡大

①建物・医療機器の老朽化に伴う計画的な整備

病棟整備については、介護療養型医療施設の廃止の延長を踏まえ、整備方針の協議を進めます。

医療機器については、耐用年数や周辺病院の導入状況等を勘案して、その維持、管理に努めます。

②常勤医師の確保

整形外科医を中心に人材の確保を継続して進めます。また、小児科医についても、行政と協力し、関係機関等への働きかけを継続して取り組みます。

③町立病院の今後の展望

町立病院の医療は、変化する医療環境に対して迅速かつ柔軟な対応が求められており、町立病院全体の経費の節減と職員(医師も含めた)意識の改革を図ります。

(2) 救急医療の推進

①救急医療の確保

引き続き現有の体制を前提として、救急医療を維持していきます。

②小児科医師の確保

小児科医師の確保については、医師会や大学病院への働きかけを継続していきます。

（３）在宅医療の推進

①在宅中心の医療

在宅医療については、ソーシャルワーカーを活用し、地域の病院、老健施設及び関係機関と連携を図りながら、医療・介護の相談窓口となって住民の要望を踏まえた対応に努めます。

（４）予防医療の推進

①健康管理センターの機能充実

健康管理センターにおいては、健診を行う新規事業所の拡大、健診項目追加による健診業務の充実及び健診後の保健指導による外来患者の増加を図るなど、これまで以上に予防医療への取り組みを強化していきます。

※1 一部適用：地方公営企業法の財務規定（特別会計の設置等）のみを適用すること。

※2 全部適用：地方公営企業法の財務規定のみでなく、組織・人事など、すべての規定を適用すること。



第2章

活力と賑わいのあるまち (産業振興)

第1節 農林水産業

現状と課題

(1) 農業

本町の農業は、中山間地域に位置し、農業従事者の高齢化と後継者不足により、大変厳しい状況にあります。このような課題を解消するため、農地の基盤整備や集積、新規就農者や集落営農組織等への支援により担い手の育成・確保に取り組んでいます。

基盤整備については、中山間地域総合整備事業（圃場整備）が採択され、集落営農等への基盤が形成されています。

また、担い手については、離農者が増えていく中、新規就農者の発掘、集落営農組織の新規設立等少しずつではあるが成果は上がってきたものの、まだ不十分な状態です。

本町の主な農産物は、米、ナス、イチゴ、スイカ、ミカン、ブドウ、クリ、タバコ、タケノコ、乳用牛、肉用牛等であり、とくに、ナスはもともと三加和地区の国指定産地となっており、菊水地区への栽培面積が拡大しています。しかし、ブランド化までには至っておらず、今後も、和水町産農産物の周知や地産地消の推進等を通して、特産品づくり等を進める必要があります。このうち、地産地消については、学校給食材料として半数を使う方向で検討を進めているものの、供給体制の整備が課題となっています。

遊休農地はここ5年間、農業従事者の高齢化と後継者不足により増加傾向にあり、今後とも、生産の場としての再生、交流の場としての活用等継続する必要があります。

猪を中心とした有害鳥獣による農作物被害が多くみられ、侵入防止柵の設置による取り組みの継続が必要です。

老朽化した土地改良施設が多く、計画的な施設の更新・整備を行う必要があります。

(2) 林業

本町は森林面積が町土面積の約5割を占めており、自然資源の保全とともに、林業の活性化が求められ、そのための公益的機能の確保や森林基盤の整備、木材の販売促進、治山事業等への取り組みを国、県の補助事業を活用しながら展開しています。

しかし、木材価格の低迷、森林所有者の高齢や不在化等により、森林所有者による間伐等が行われず、風倒木被害や山腹崩壊による立木被害により、森林のもつ公益的機能が低下しています。

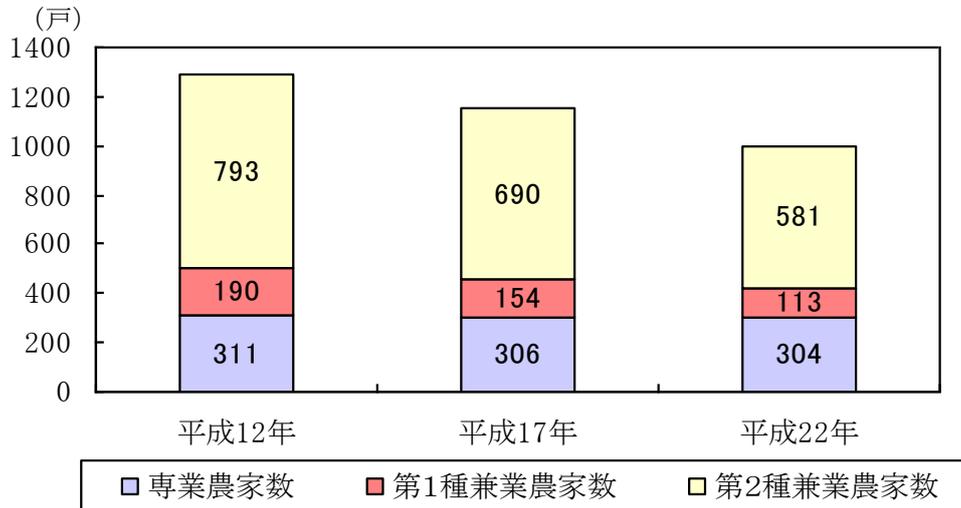
このため、間伐作業道等の整備を順次進めるとともに、優良な間伐材を搬出し、市場に出荷する県の補助事業も玉名森林組合と連携を取りながら進めていますが、経費が掛かりすぎて採算が取れない状況です。

治山事業については、森林所有者、県と連携して保安施設・地すべり防止事業を推進しています。

(3) 水産業

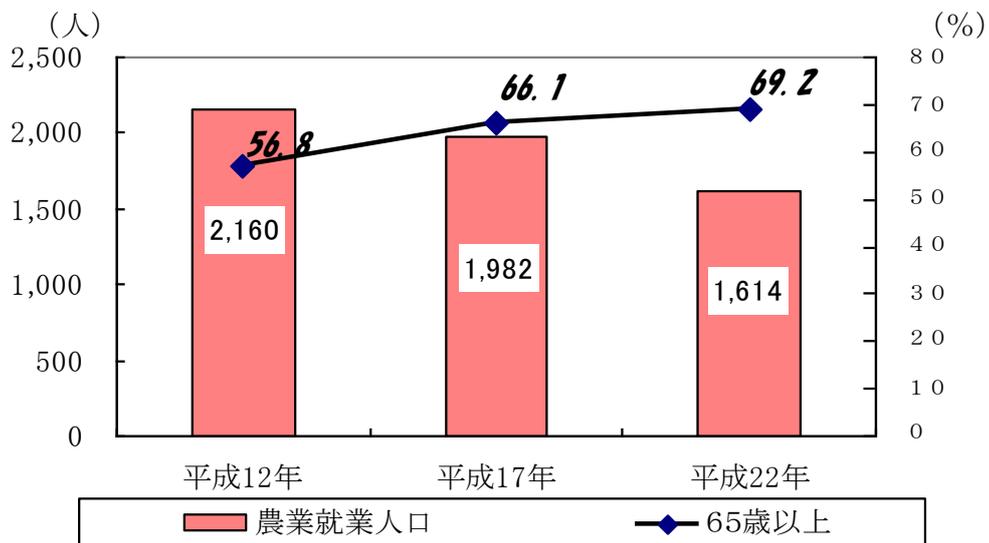
菊池川漁協が行っている菊池川の水産振興事業（稚魚放流増殖事業）に対して補助金を拠出していますが、稚魚（あゆ等）放流に使われているものの環境保全の意味合いが強く、生業的な活動は見られない状況です。

■ 専兼別農家戸数の推移 ■



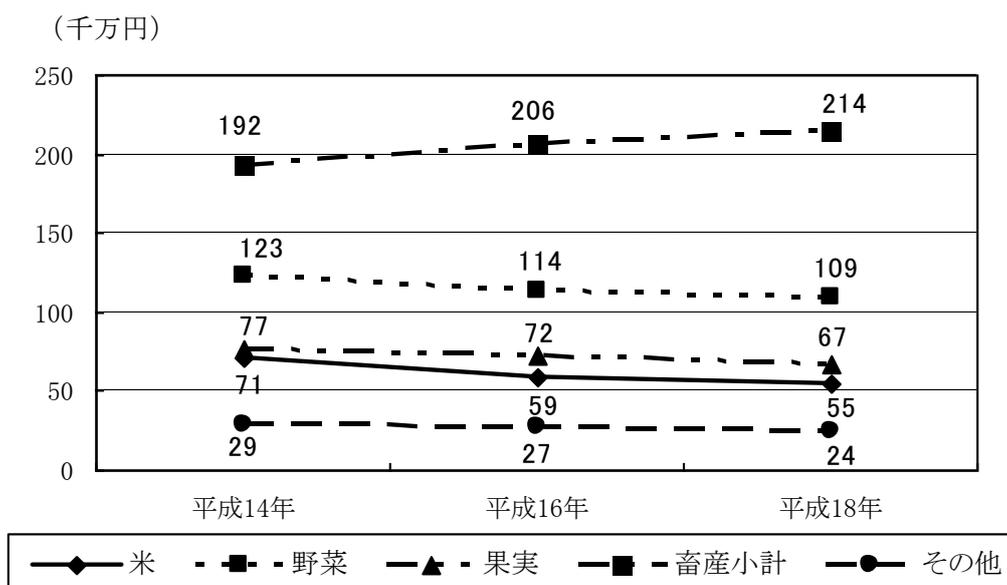
資料: 世界農林業センサス

■ 農業就業人口と 65 歳以上人口の割合 ■



資料: 世界農林業センサス

■農業生産額の推移■

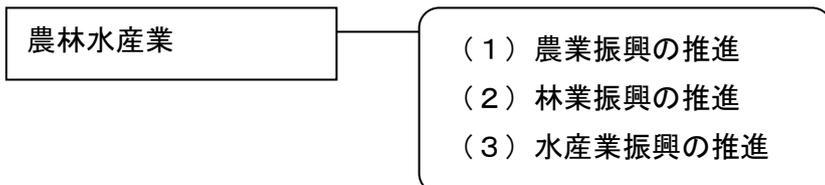


資料:生産農業所得統計

基本方針

和水平町独自の魅力ある農林水産物の生産活動を進め、一次産業の活性化を図ります。また、高齢化や後継者不足に対応するため、地域営農体制の確立やツーリズム活動との連携による遊休農地の再生に努めます。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 農業振興の推進

①基盤整備の推進

農地管理の体系化、農作業の効率化、安全性の向上及びコスト削減の観点から、引き続き効率的な農業生産活動を行う環境づくりに努めます。

②担い手確保・育成の推進

新規就農者支援をはじめ、集落営農・作業受託組合の新規設立及び農業女性アドバイザーの活動支援等、持続的な農業生産活動の実現を目指します。

③農産物ブランド化、特産品づくりの推進

稲作については、担い手の土地利用集積を図るとともに、減化学肥料、減農薬栽培を推進し、安心・安全な良質米の生産及び販売に努めます。

また、野菜・果実については、ナスを全町的な農産物として生産拡大を図るとともに、ブランド化の取り組みとしてアピオス芋も含め品種の選定を進めます。

流通体制・販路の拡充については、和水町産農産物の周知徹底や物産館等でのPRの促進を図ります。

④地産地消の推進

物産館から町内施設への提供やPRの充実とともに、JA経由あるいは直販による供給体制の整備に努めます。

⑤遊休農地の活用

今後とも、国・県事業としての耕作放棄地解消事業等の活用をはじめ、企業誘致や住宅団地の造成、家庭菜園の幹旋や市民農園の開設等の活用に引き続き努めるとともに、地域資源を活用したグリーンツーリズム活動による遊休農地活性化の取り組みを進めます。

⑥鳥獣駆除の推進

有害鳥獣駆除隊による駆除と農作物被害者の防除を一体的に進め、農作物被害の減少に努めます。

⑦土地改良施設の計画的な更新・整備

今後の負担を見通し長期的な事業計画を立て、施設の劣化状況を把握し、整備や補修の実施や計画的な更新に努めます。

(2) 林業振興の推進

①基盤整備の推進

林道や作業道等の森林施業の効率化に係る基盤整備については、施策の推進を図るため、森林所有者に事業の周知徹底を図り、継続した取り組みを進めます。

②公益的機能の確保

担い手の確保が困難な中、森林所有者、森林組合との連携を強化し、森林の有する水源かん養、土砂流出防止等の公益的機能を発揮させるよう効果的な森林施業を進めます。

③木材の販売促進

木材加工流通施設等の整備による木材産業の構造改革を進めるとともに、地域材を使用した公共施設や未使用木質資源をエネルギーとして利用する施設等の整備に努めます。

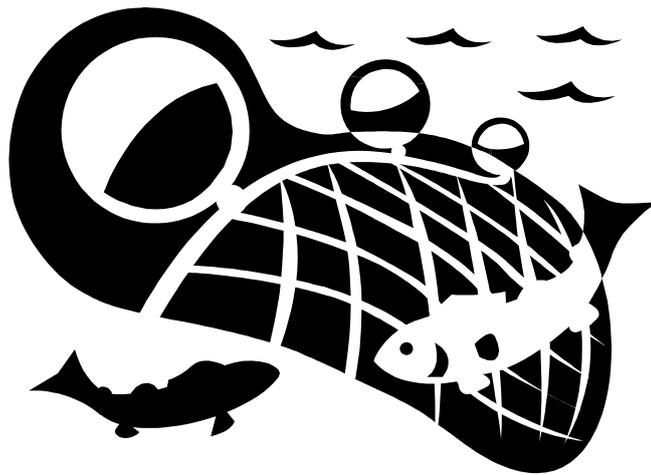
④治山事業の推進

水源涵養、植林、崩壊防止等に係る整備については、森林所有者、県等との連携を強化し、治山事業を進めます。

(3) 水産業振興の推進

①内水面漁業の推進

菊池川魚協と連携し、菊池川の保全に努めるとともに、引き続き継続して事業を進めます。

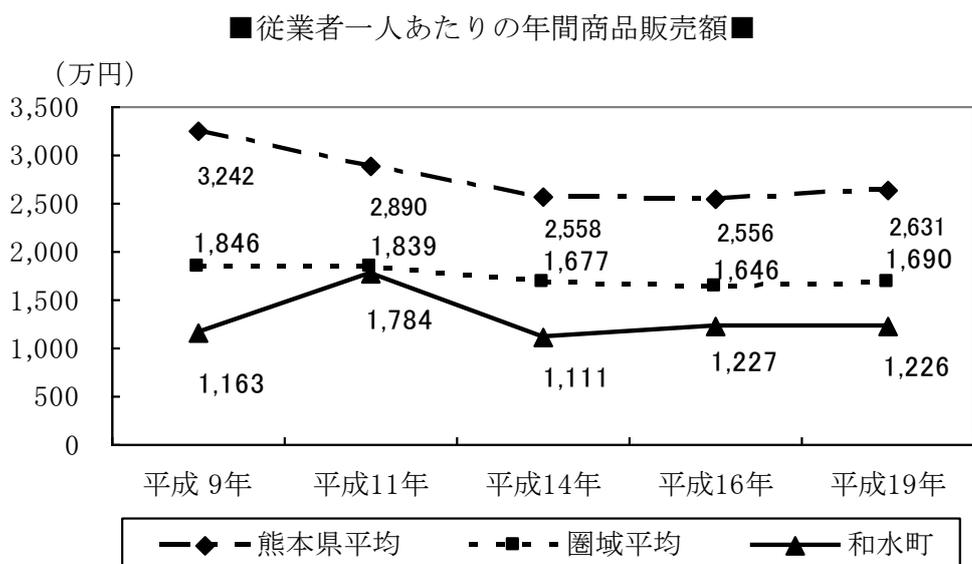
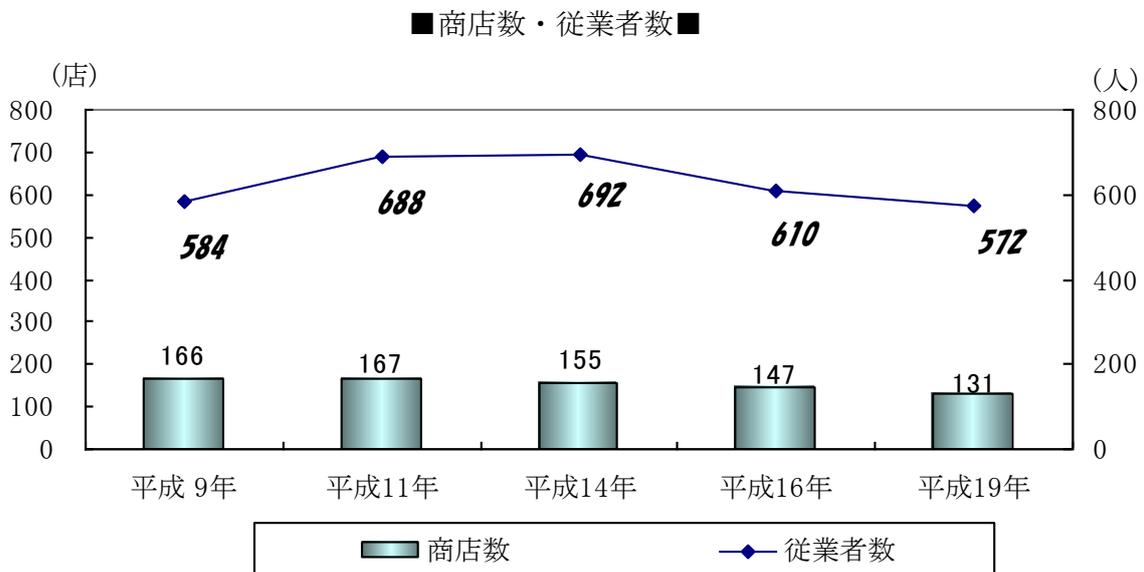


第2節 商業・工業

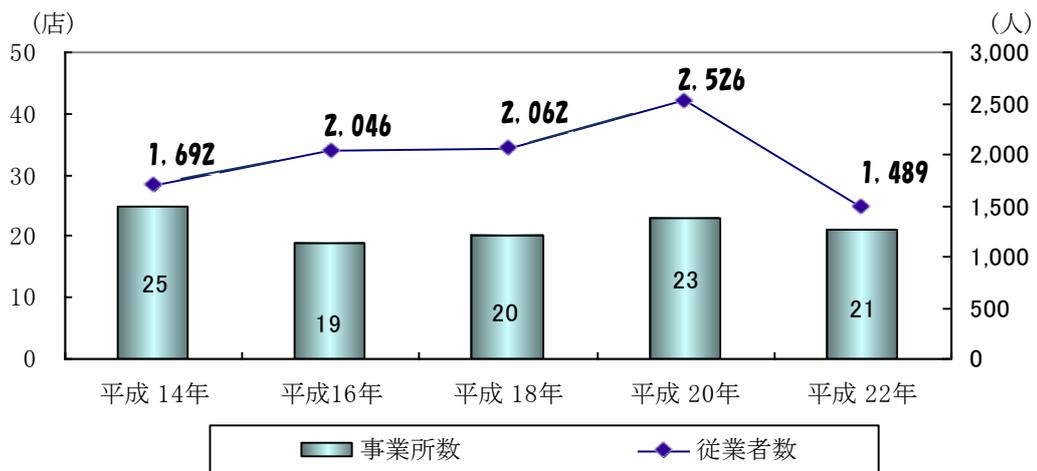
現状と課題

リーマンショック後の世界同時不況や円高基調による我が国の景気が依然回復基調をみせていない状況下、本町の商工業も、人口減少や商工業者の高齢化が進み、低迷しています。商工業の将来を見据えた町独自の具体的な施策が引き続き求められます。

企業誘致については、誘致を進めるための諸条件整備等の受け入れ体制の確立等について検討する必要があります。

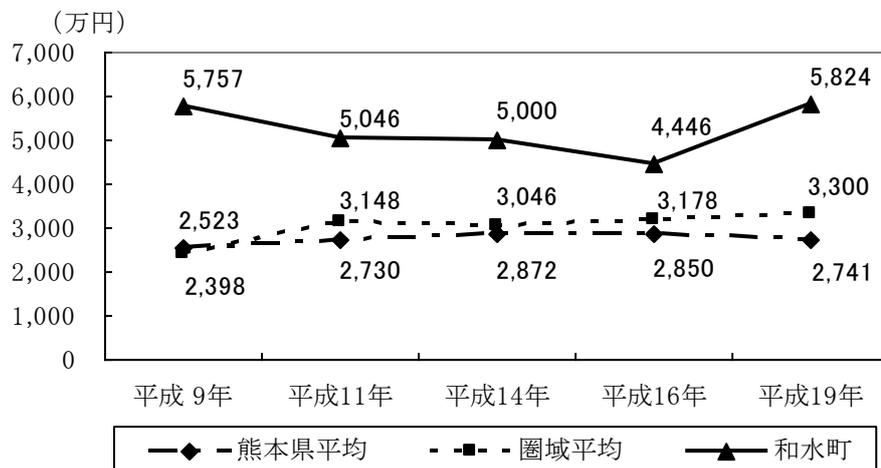


■工場（事業所）数・従業者数■



資料:工業統計調査

■従業者一人あたりの製造品出荷額■

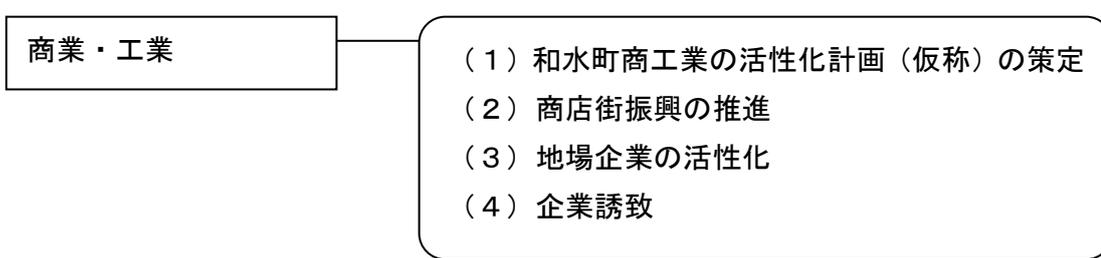


資料:工業統計調査

基本方針

地域の特性を活かした魅力ある商店や個性を発揮できる地場企業の育成等を進め、集客力のある商工業の環境づくりに努めます。また、活力ある商工業の振興を目指し、和 water town 商工業の活性化計画（仮称）の策定を進めます。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 和水町商工業の活性化計画（仮称）の策定

商工会と地元商工業が連携して、和水町らしさのある将来像づくりのための取り組みを進めます。また今後は、商工業と農業や観光等の異分野が連携した新たな振興策を推進します。

(2) 商店街振興の推進

①商工会との連携による活性化の推進

空き店舗問題の解決や商店活性化に向けた事業を進め、商店街振興として、引き続き商工会との連携による様々な施策を展開していきます。

②高齢者へのサービス提供

高齢化が進行する状況を踏まえ、一人暮らしの高齢者・高齢者世帯への宅配やご用聞き等、地域のニーズに応じたサービス内容の協議を進めます。

(3) 地場企業の活性化

①企業との連携と情報発信の推進

進出企業だけでなく、操業中の町内企業に町からの適切な優遇措置等について検討するなど引き続き懇話会を通じて情報を収集し、必要な支援を行います。

(4) 企業誘致

①条件整備の充実

企業誘致強化に向けた庁内取り組み体制の充実とともに、既存の用地の他学校跡地を利用して企業に売り込むなど情報収集活動、企業へのPR活動を推進します。

● 第3節 観光・レクリエーション

現状と課題

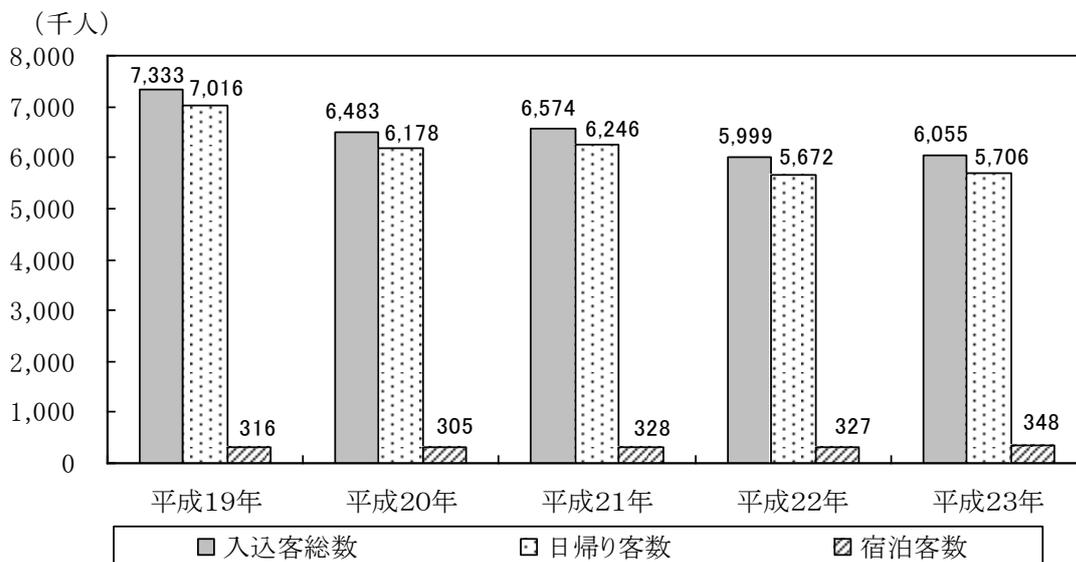
菊水ロマン館や三加和温泉をはじめ、各種の祭りやイベント等、本町は豊富な観光資源を有しています。このうち、歴史的文化的資源を活用した「古墳祭」は平成24年度で42回を数える祭りですが、観客の減少が続いています。

また、「戦国肥後国衆まつり」は50%以上が県外客であり、活況を呈している他、自然資源を用いた祭りとしては「山太郎祭」を実施しており、観光客の誘客に繋がっています。

さらに、グリーンツーリズムについては、手漉き和紙やカップ飯、田舎料理の体験を中心に展開するなど着実に取り組みを進めています。

広域観光については、九州新幹線全線開業をきっかけに、平成23年度から玉名市、山鹿市及び菊池市と県北合同観光PR事業を展開中ですが、新幹線開業による観光客の増加は、温泉と宿泊施設がある玉名市、山鹿市及び菊池市でも苦戦が続いており、本町においては厳しい状況となっています。

■ 玉名・荒尾地域観光入込客の推移 ■



資料:熊本県観光統計表

※玉名・荒尾地域: 和水町、荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町

基本方針

町内に点在する多様な地域資源の活用と他産業の連携による観光振興を積極的に進めます。特にグリーンツーリズムの取り組みを新たな柱として推進します。

施策の体系

観光・レクリエーション

- (1) 地域資源を生かした観光イベントの実施
- (2) 他産業との連携による観光振興
- (3) 「なごみ型」グリーンツーリズムの推進
- (4) くまもと県北地域における広域観光の推進

基本施策の方向

(1) 地域資源を生かした観光イベントの実施

江田船山古墳の史実に基づく「炎の宴」等の効果を検証する中で、事業の見直し等を行っていきます。

(2) 他産業との連携による観光振興

限られた観光資源を生かした観光PR事業を展開するなど、引き続き、商工農・観光の連携を図り、有効な観光振興を進めていけるよう支援します。

(3) 「なごみ型」グリーンツーリズムの推進

町単独でのグリーンツーリズム事業を実施するとともに、リーダーとなる地元の人材発掘、研究会の設立等持続性のある体制づくりを推進します。

(4) くまもと県北地域における広域観光の推進

「スクラムチャレンジ※3」への参加を通して、福岡からの誘客を目指す共同観光PRを強力に推進するなど広域での福岡都市圏等ターゲットを絞った観光戦略に努めます。

※3 スクラムチャレンジ：政令市誕生後の熊本県内各地域の将来像の実現に向け、複数の市町村等が連携・協働する広域的な取り組み（広域連携プロジェクト）のこと。



第3章

自然と共生する環境にやさしいまち (環境共生)

第1節 ごみ処理対策と再資源化

現状と課題

ごみ減量化の取り組みについては、ごみ袋の頒布価格の据え置きその他、住民からの要望を踏まえたごみ袋の持ち運びがしやすいタイプ(手提げ袋)への切り替え等積極的な取り組みを進めています。

また、家庭から排出されるごみについては、ごみの種類が多様化しているため、冊子を作成し、分別の徹底と減量化の推進を図っています。マイバックについては、イベント景品として出すなど各種の普及活動を展開しています。

資源回収事業については、町内の小中学校(小学校7校、中学校1校)で毎年2回実施しており、国や県、マスコミ等の啓発活動等から住民意識も向上していると思われ、リサイクル率も向上しています。

不法投棄については、関係機関(保健所、警察)と連携を取りながら指導等を行っているとともに、「生活環境を守る会」の活動における不法投棄対策で看板を設置しています。また、地域でのパトロールは、住民からの通報があったときなど、適宜職員により実施しています。

■ごみ処理状況■

(単位:人、世帯、t)

| | 人口 | 世帯数 | 可燃物 | 粗大ごみ | 紙類 | 紙パック | ペットボトル | 古布 | ビン類 | 缶詰 | 有害ごみ |
|------|--------|-------|----------|-------|-------|------|--------|-------|--------|-------|------|
| 和水町 | 11,551 | 3,935 | 1,579.45 | 25.09 | 15.01 | 0.26 | 18.18 | 8.22 | 76.92 | 29.55 | 4.54 |
| 旧岱明町 | 14,411 | 5,348 | 2,897.54 | 48.76 | 53.68 | 0.49 | 24.26 | 34.35 | 83.29 | 22.00 | 5.11 |
| 長洲町 | 16,968 | 6,713 | 3,807.39 | 75.72 | 57.86 | 1.22 | 43.88 | 37.49 | 101.18 | 32.85 | 7.10 |
| 南関町 | 10,976 | 4,225 | 1,946.12 | 17.80 | 28.59 | 0.20 | 19.24 | 5.54 | 73.84 | 31.28 | 5.58 |

資料: 税務住民課管理データ (平成23年度情報)

基本方針

良好な環境を次世代に継承するために循環型社会の形成に向けて、住民と行政の協力のもと、ごみの減量化や再資源化等を推進します。

施策の体系

ごみ処理対策と再資源化

- (1) ごみ減量化とリサイクルの推進
- (2) 不法投棄対策の推進

基本施策の方向

(1) ごみ減量化とリサイクルの推進

商店街への協力依頼、広報紙を通じたキャンペーン等を通してごみの減量化やリサイクル活動を推進するとともに、小・中学校の統合により、資源回収のための更なる連携を図ります。

(2) 不法投棄対策の推進

地域でのパトロールの強化等不法投棄をなくすために関係機関と連携し、指導を強化するとともに、広報紙等を活用し住民の意識を高めます。



第2節 自然環境保全

現状と課題

本町が有する豊かで美しい自然環境を保全するためには、町の面積の5割を占める山林の保全や菊池川とその支流の環境保全、地下水を保全するための取り組みが求められます。

山林については、従事者の減少、高齢化が進行し、荒廃する状況にあり、町有林及び個人の山林については森林組合との連携を図り、森林育成・管理が求められます。

緑に親しみ、緑を守り育てる活動を行っている緑の少年団については、活動支援等を実施しています。

河川環境については、河川水援隊、生活環境を守る会等のそれぞれの団体が、河川の水質検査、河川の清掃や環境保全のための活動を実施しているほか、石鹼づくりグループの会では、廃油石鹼の製造と利用普及活動に取り組んでいます。

また、飲料水に関しては、毎年希望する世帯に対して飲料水の水質検査を実施しています。

斎場は、2箇所の施設を運営していますが、ともに老朽化が見られ施設の改築等を検討する必要があります。

基本方針

和水町の豊かで美しい自然環境を形成する山、川、地下水等を守り育てる取り組みを推進します。また、住民主体による環境保全活動を積極的に支援します。

施策の体系

自然環境保全

- (1) 河川環境保全の推進
- (2) 地下水保全対策の推進
- (3) 斎場施設の建て替え

基本施策の方向

(1) 河川環境保全の推進

菊池川の浄化を推進し、住民生活の排水等の改善を促すために、廃油石鹼の普及活動啓発に努めるなど緑と清流を生かした生活環境づくりを目指します。

(2) 地下水保全対策の推進

飲料水の硝酸性窒素の基準値を超えた世帯に対しては除去器の設置を推進するなど地域、企業、行政が一体となった取り組みを継続して進めます。

(3) 斎場施設の建て替え

町が運営に携わっている 2 箇所の斎場について、老朽化が顕著である事や、運営経費軽減のため、1 施設への統合と併せ建て替えに取り組みます。



第3節 環境教育

現状と課題

環境学習については、菊池川流域同盟(5市4町)で毎年1回「菊池川の日」スペシャルを開催し、関連団体と協働でホテルに関するパネル展示、水環境に関する教室、環境に関する親子で作る工作教室等を実施しています。熊本県(事業団)が建設予定である公共関与産業廃棄物管理型最終処分場(南関町内)については、環境保全に注意を払うとともに、地域の振興を図りながら、環境教育の活用に繋げる必要があります。

環境にやさしいライフスタイルを広げ、ごみを減らすことや地球温暖化を防止するため、住民、事業所、行政が力を合わせて環境保全に係る啓発活動を推進しています。

環境美化活動については、行政区、老人会、町内企業等に呼びかけ、『クリーン・クリーン作戦』を実施しています。また、各地域では、老人会を中心に花壇の花植えや公役による清掃作業を実施しています。

地球温暖化対策については、「和水町地球温暖化対策実行計画」を基に、実践されており、目標値の達成に向けた取り組みを進めています。

■クリーン・クリーン作戦■



基本方針

住民主体の活動を支援するとともに、地域美化活動や環境学習を通じて住民の自然環境保全に対する意識の醸成を図ります。また、「和水町地球温暖化対策実行計画」を基に温暖化防止対策を積極的に進めます。

施策の体系

環境教育

- (1) 環境学習の推進
- (2) 環境保全に係る啓発活動の推進
- (3) 環境美化活動の推進
- (4) 地球温暖化防止対策の推進

基本施策の方向

(1) 環境学習の推進

環境学習については、今後も環境に係る庁内外の関係機関との連携強化を図るとともに、各種のイベントとタイアップするなどして、引き続き重点的に取り組みます。

(2) 環境保全に係る啓発活動の推進

レジ袋無料配布の中止(有料化)等の取り組みを今後も商業者等に働きかけるとともに、マイバック持参を広報紙、イベント等で呼びかけるなど地域住民への周知活動を図ります。

(3) 環境美化活動の推進

今後も各地域での環境美化活動(運動)が継続していくように支援していきます。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

「和水町地球温暖化対策実行計画」の見直しを図るとともに、今後は行政評価を通じた達成度評価、改善活動を実践します。

また、引き続き職員研修等の機会を通じて、環境意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーへの対応を推進します。



第4節 上水道の整備

現状と課題

簡易水道事業は、平成元年から事業に着手し、現在、12集落に給水しています。普及率は専用水道、飲料水供給を含め平成23年で18.5%となっています。

地区によっては水量の不足等の地域もあることから安全で安定した給水体制の確保に努める必要があります。

平成24年度の給水受益状況は、中央地区の加入戸数482戸のうち給水戸数は356戸（給水人口1,142人）です。また、東郷地区の加入戸数118戸のうち給水戸数は91戸（給水人口279人）です。

■水道施設の状況■

(単位：人)

| | 現在給水人口 | | | | | 住 民 | 普及率 |
|-------|--------|-------|------|-------|-------|--------|--------|
| | 上水道 | 簡易水道 | 専用水道 | 飲料水供給 | 計 | | |
| 平成19年 | 0 | 1,326 | 440 | 184 | 1,950 | 11,967 | 16.29% |
| 平成20年 | 0 | 1,307 | 422 | 118 | 1,847 | 11,843 | 15.60% |
| 平成21年 | 0 | 1,307 | 531 | 110 | 1,948 | 11,708 | 16.64% |
| 平成22年 | 0 | 1,402 | 461 | 175 | 2,038 | 11,120 | 18.33% |
| 平成23年 | 0 | 1,421 | 448 | 163 | 2,032 | 10,979 | 18.51% |

資料：建設課管理データ

基本方針

継続的に安全な水を安定供給するために、簡易水道の整備を進めます。一方で、水質悪化を防止する取り組みに努めます。

施策の体系

上水道の整備

- (1) 簡易水道施設の更新・整備
- (2) 水源の保全対策

基本施策の方向

(1) 簡易水道施設の更新・整備

安定した水道水の供給は必要不可欠であり、今後も施設台帳に基づいた修繕計画等の整備を進め、安全で安定した給水の確保に取り組みます。

(2) 水源の保全対策

水質上の問題のある地区については、安全な水源の確保に取り組むとともに、簡易水道の推進を図ります。

第5節 下水処理施設の整備

現状と課題

下水道事業については、平成9年度に事業認可を受け、経済的な事業実施に努めています。

平成23年度の下水道接続戸数は353戸、下水道処理計画区域戸数450戸に対して接続率78.4%であり、平成24年10月末現在、接続戸数は361戸で接続率80.2%となっています。

施設の維持管理については、平成22年度に計画の見直しを行い、認可区域（第1期）における整備率は100%となっています。現在は維持管理を中心として事業を展開しています。

また、公共下水道の未接続者へ加入促進のため、パンフレットの配布を行うなどの啓発活動を行っています。

菊水地区の生活排水処理については、平成14年度から合併浄化槽を設置する特定地域生活排水処理事業で実施しています。三加和地区では、平成23年度から、同事業で実施しています。

浄化槽の整備率は平成24年3月現在、菊水地区が64.1%、三加和地区が81.5%、和水町全体では、73.1%となっています。

■し尿及び浄化槽汚泥等処理状況■

(単位：人、k l)

| | 排出量 | 実績処理量 | | | | 自家処理量 | 処理人口 | 一人当たり年間処理量 |
|-------|-------|--------|---------|-------|-------|-------|--------|------------|
| | | 浄化槽汚泥量 | 農業集落排水量 | し尿処理量 | 計 | | | |
| 平成19年 | 7,605 | 5,010 | 0 | 2,565 | 7,575 | 30 | 11,986 | 63.45% |
| 平成20年 | 7,356 | 4,989 | 0 | 2,345 | 7,334 | 22 | 11,870 | 61.97% |
| 平成21年 | 7,076 | 4,876 | 0 | 2,181 | 7,057 | 19 | 11,754 | 60.20% |
| 平成22年 | 7,163 | 5,145 | 0 | 2,001 | 7,146 | 17 | 11,588 | 61.81% |
| 平成23年 | 7,131 | 5,195 | 0 | 1,921 | 7,116 | 15 | 11,435 | 62.36% |

資料：税務住民課管理データ

基本方針

下水道や浄化槽等の下水処理施設の維持管理を徹底することで、公共用水域（河川、水路等）の水質汚濁を防止するとともに、美しく快適な住環境の確保を図ります。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 下水道施設の維持管理の推進

下水道事業の「公営企業会計」への移行を目標に掲げ、経営課題を把握した事業運営を行うことにより、引き続き施設の維持管理に努め、経営の効率化・健全化を図ります。

(2) 公共下水道への加入促進

環境保全を目的に、下水道加入の有意義性を住民に周知し、加入促進に努めます。

(3) 浄化槽施設の維持管理の推進

厳しい財政状況下、水洗化への要望に応えるため、地域要因、経済性等を考慮し公共下水と合併浄化槽の二つの手法により、今後も水洗化の促進に努めます。

また、適切な維持管理ができていない個人管理型に対しては、管理の徹底を図ります。

第4章

**安全で快適に暮らせるまち
(生活基盤・安全防災)**

第1節 道路網の整備

現状と課題

幹線道路の整備については、九州縦貫自動車道や新幹線等の高速交通基盤の活用と本町内外の円滑な交流・物流を促進させるため、国道・県道やそのアクセス道路の整備が求められます。

生活道路の整備については、既存道路の改良や拡幅等を進め、幹線道路へのアクセス機能を強化するために計画的な整備が求められます。

■道路の状況■

(単位：m)

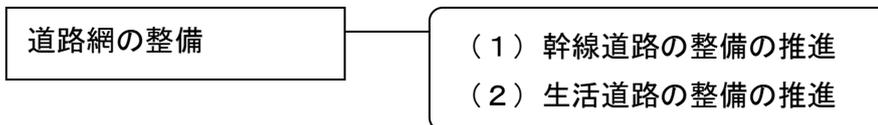
| | 実延長 | 実延長の内訳 | | | 市町道 | |
|-----|-----------|--------|---------|-----------|-------|-------|
| | | 国道 | 県道 | 市町道 | 改良率 | 舗装率 |
| 和水町 | 330,182 | 5,634 | 69,593 | 254,955 | 74.4% | 94.7% |
| 荒尾市 | 328,696 | 19,473 | 31,686 | 277,537 | 29.5% | 99.2% |
| 玉名市 | 947,511 | 32,347 | 88,252 | 826,912 | 50.8% | 89.6% |
| 玉東町 | 116,787 | 2,900 | 12,899 | 100,988 | 74.9% | 96.2% |
| 南関町 | 222,231 | 10,707 | 31,409 | 180,115 | 56.7% | 82.0% |
| 長洲町 | 119,546 | 6,242 | 6,525 | 106,779 | 71.3% | 93.3% |
| 圏域計 | 2,064,953 | 77,303 | 240,364 | 1,747,286 | - | - |

資料：熊本県市町村要覧（平成23年度情報）

基本方針

九州縦貫自動車道や九州新幹線等の良好な交通環境との連携を強化するとともに、人に優しい安全で安心して利用できる道路づくりに向け、効率的で体系的な道路ネットワークの構築を目指し、計画的な整備を図ります。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 幹線道路の整備の推進

生活行動圏の広域化等を踏まえつつ、安全・安心な移動ができるように、引き続き、国・県及び隣接市町との連携を強めていきます。

併せて、九州新幹線(新玉名駅、新大牟田駅)及び阿蘇くまもと空港への広域交通拠点へのアクセス強化に向けて引き続き、関係機関に道路整備等を要請していきます。

2) 生活道路の整備の推進

効率的かつ効果的な道路整備を図って行くために、緊急性・必要性等総合的に判断し、重点的に事業を進めるとともに、町道の維持管理については、各地域の住民と連携を密にし、老朽箇所を迅速に把握することで道路修繕の早期対応に努め、道路施設の延命措置を図ります。

■内藤橋■（平成 25 年 7 月開通予定）



■九州自動車道菊水 I C ■



■新玉名駅■



第2節 住環境整備

現状と課題

和水町の人口は、平成17年国勢調査では11,900人でしたが、平成22年国勢調査では11,247人と5年間で653人減少しています。

これまでに定住施策として、宅地分譲等を実施してきましたが、久井原ニュータウン及びグリーンビレッジ平野は完売となり、校区の小中学校児童数の増加に寄与するなど、一定の事業効果を示しています。

今後は、少子高齢化、過疎化が依然として進むため、少しでも多くの方が地域にとどまり、そしてより多くの方が地域に入り、持続可能な地域社会を形成していくための対策を講じることが喫緊の課題となっています。

町営住宅については、平成23年度に手摺取り付け工事等に取り組むとともに、長寿命化計画を策定して、それに基づく修繕・改修を進めています。

■町営住宅の状況■

| 団地名 | 建設年度 | 棟数 | 戸数 |
|------|-----------------|----|----|
| 南 団地 | 昭和 55 年～昭和 59 年 | 6 | 24 |
| 中央団地 | 昭和 56 年～昭和 57 年 | 5 | 20 |
| 津田団地 | 昭和 58 年～平成 5 年 | 2 | 6 |
| 和仁団地 | 昭和 60 年～昭和 61 年 | 4 | 14 |
| 百園団地 | 昭和 62 年 | 2 | 4 |
| 板楠団地 | 平成元年～平成 4 年 | 17 | 30 |
| 計 | | 36 | 98 |

資料：建設課管理データ（平成 25 年 2 月末現在）

基本方針

町営住宅の改修や分譲宅地の開発を進め、やすらぎとゆとりを享受できる住環境の形成に努めます。

施策の体系

住環境整備

- (1) 定住対策の推進
- (2) 町営住宅の整備、改修の推進
- (3) 宅地分譲の推進

基本施策の方向

(1) 定住対策の推進

①定住相談体制の充実

県外・町外在住者からの定住相談や問い合わせに対し、移住希望者の多様なニーズ（雇用条件、住環境、子育て環境等）に応じられるように相談窓口を一本化、定住相談員等によるワンストップサービスを図るなど相談体制の充実に努めます。

②情報受発信の充実とPR活動の推進

和水町ホームページを活用した分かりやすい定住情報の提供に努めます。

また、「空き家バンク制度※4」のPRを行うとともに、定住情報のダイレクトメールの送付を行い、移住希望者のニーズに応じた空き家の確保に努めます。

さらに、国や県等が主催する定住関連フェア等に積極的に参加・出展し、本町の魅力を全国に発信します。

③短期滞在等のメニューの充実と利用の促進

県外・町外在住者が本町を知るため中長期に滞在できる事業を展開し、より多くの人により長く“なごみ暮らし”を体験してもらい、U・Iターンを促進します。

④広域圏での定住対策の推進

地理的・産業的に多様性を有している本町の魅力を活かし、様々なライフスタイルが描ける「県北地域」の市町と連携しながら、総合的な定住対策を推進します。

(2) 町営住宅の整備、改修の推進

町営住宅については、過疎化の進行や分譲住宅の開発等を視野に入れ、効率的、計画的に維持管理や整備に努めます。

(3) 宅地分譲の推進

過疎の進行抑制を目指し、宅地開発を早急に具体化し、優良宅地の提供を進めることで定住対策の促進を図ります。

併せて、学校跡地等活用対策の一つとして、宅地への活用を視野に入れて事業を推進します。

※4 空き家バンク制度：所有者等が使用予定のない空き家を「空き家バンク」に登録し、利用希望者等に情報提供を行うことで定住化を図る制度のこと。

第3節 公共交通体系の充実

現状と課題

本町を運行している路線バスは、東西軸を中心に8路線ありますが、南北軸の移動手段は手薄な状況です。しかし、過疎化の進展により、年々路線バスの利用者は減少傾向にあり、路線バスの統廃合等を視野に入れた検討が必要です。また、旧町間を結ぶ路線バスがないこともあり、公共交通施策全体の中で考察していく必要があります。

また、モータリゼーション（車社会）が進み自家用車が主流となっていますが、高齢者をはじめとする学生、障がい者等の交通弱者にとっては、移動するための交通手段として、路線バスは重要な役割を担っており、住民のニーズにあった公共交通体系の構築が求められています。

■路線バスの状況■

| | 路線名 | 経由地 |
|---|----------|------------------|
| 1 | 熊本・南関線 | 江田 |
| 2 | 植木・南関線 | 江田 |
| 3 | 玉名・ロマン館線 | 月田 |
| 4 | 山鹿・玉名線 | 米の岳 |
| 5 | 山鹿・玉名線 | 東郷・川部田 東郷・九看大 |
| 6 | 山鹿・玉名線 | 下津原 |
| 7 | 山鹿・南関線 | 三加和温泉 |
| 8 | 山鹿・南関線 | 総合支所 |

(平成25年2月末現在)

基本方針

交通手段を持たない高齢者の移動手段として路線バスや地域内交通手段の確保に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

施策の体系

公共交通体系の充実

- (1) 路線バスの統廃合
- (2) 地域内交通手段の確保

基本施策の方向

(1) 路線バスの統廃合

路線バスの統廃合等については、住民ニーズや専門機関での検討を踏まえ、総合的に判断していきます。

(2) 地域内交通手段の確保

コミュニティバス、乗合タクシー等の交通対策は、公共交通空白地域の住民の移動手段の確保の観点から、地域同士のコミュニティ強化による移動手段の確保を進めるなど、引き続き慎重に検討を進め、住民のニーズに即したより良い交通体系の構築に努めます。

第4節 情報通信網の整備

現状と課題

本町のホームページは、行政や観光、イベント情報を中心に掲載し、アクセス数自体も増加しています。今後は閲覧者の増加が見込まれることから、掲載内容の充実を図る必要があります。

くまもと電子申請窓口「よろず申請本舗」は平成17年3月に開設していますが、和水町の利用者は少ない状況にあり、住民のニーズを踏まえた内容の充実等を通して、広く普及する必要があります。

住民、企業等からインターネット普及に伴う基盤整備の要望等もあり、高速情報網の整備が求められています。

基本方針

情報化に対する住民のニーズを踏まえ、利用しやすく利便性の高いホームページの内容更新や電子申請の普及啓発に努めます。

施策の体系

情報通信網の整備

- (1) ホームページの更新・活用
- (2) 電子申請の活用
- (3) 光ブロードバンド整備

基本施策の方向

(1) ホームページの更新・活用

医療情報（健康診断等）、防災情報（マップ等）等発信内容の充実を検討して、閲覧者のニーズにあったホームページの作成に努めます。

(2) 電子申請の活用

電子申請のできる行政手続きについては、住民に広く普及していない状況であり、引き続き住民への普及促進するための啓発活動に努めます。

(3) 光ブロードバンド整備

光ブロードバンドの早期導入を図り、多様なニーズを踏まえたインターネット環境の充実に努めます。

第5節 消防・防災

現状と課題

本町の防災情報伝達システムの構築については、平成21年4月からデジタル方式の防災行政無線を整備し、情報の伝達を開始しているとともに、移動系については平成23年度に機器を更新し、災害時の情報伝達の強化を図っています。

また、消防防災機材については、効果的な消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の設置や既存の防火水槽の修繕、消防防災活動の充実を図るため、適切な配置を考慮して消防小型ポンプ積載車等消防防災資機材の整備を行っています。20年経過した消防小型ポンプ積載車は、順次更新し、消防防災力の維持強化を図っています。

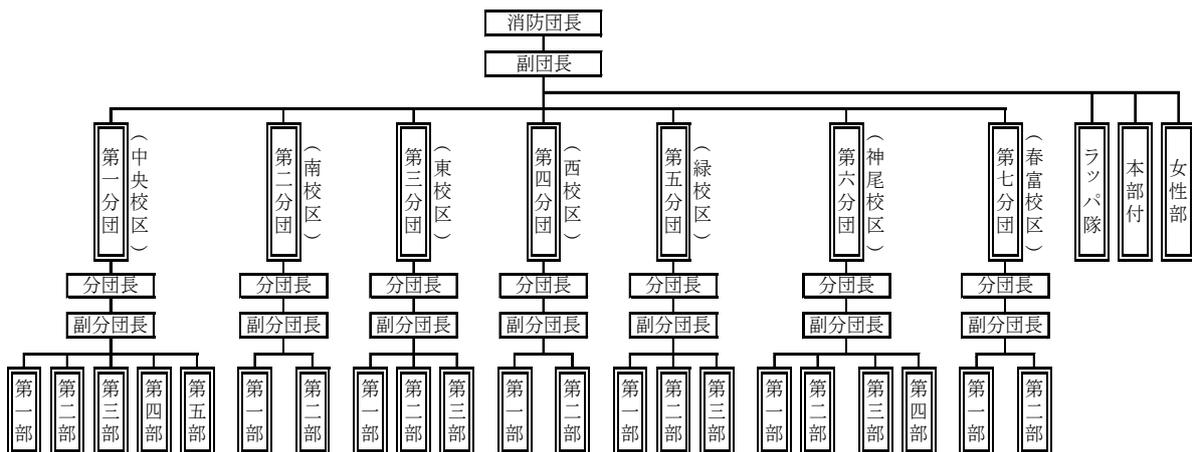
災害時の避難施設・場所の周知徹底については、町防災計画、広報紙、防災マップ等で住民に周知徹底を図っています。

町消防団については、平成24年9月に消防団員数の条例定数を580名に改正し、現在の実人数は561名、充足率96.7%となっています。

自主防災組織は、組織率100%であり、今後は研修会等の実施を通じた内容の充実が求められます。

防災訓練については、平成24年3月に全体的な町の訓練を実施しました。今後は、年1回実施していく予定です。また、要援護者に対する救援体制として、災害時要援護者避難支援計画等を策定しています。

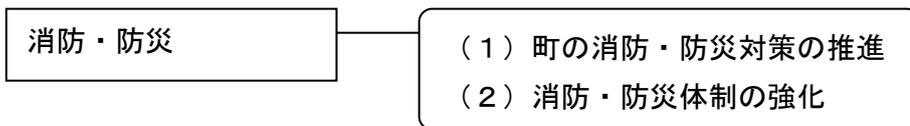
■ 和水町消防団組織図 ■



基本方針

災害から町民の生命や財産を守るために、非常時の情報連絡体制の強化や消防機材の充実、自主防災体制の強化、防災意識の普及・啓発などを進め、総合的な消防・防災体制の確立を目指します。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 町の消防・防災対策の推進

①防災情報伝達システムの構築

災害から住民の生命、財産を守るため情報伝達体制の強化を図り、継続して事業を推進します。

②消防機材の充実

継続して、消防小型ポンプ積載車等消防機材の充実を図ります。

③避難施設・場所の周知徹底

学校統合による避難場所の見直しを実施するとともに、自主防災組織による各地区公民館の避難施設としての充実を図っていきます。

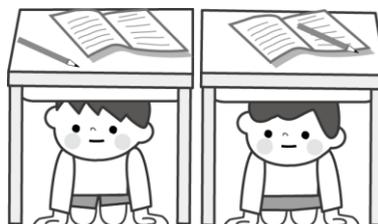
(2) 消防・防災体制の強化

①消防団や自主防災組織の充実

消防団や自主防災組織の充実については、自主防災組織と消防団との連携をさらに強化し、防災マップの作成や防災活動の合同実施等を行うなど継続的な取り組みを進めます。

②防災意識の啓発促進

防災意識の啓発促進については、現状の活動を継続的に実施しながら、町全体での防災訓練を継続的に実施し、防災意識の啓発を図ります。



● 第6節 交通安全

現状と課題

交通安全施設（カーブミラー・ガードレール・標識看板等）の設置については、各行政区からの要望に基づき、必要性・緊急性に応じて設置しており、今後は、これら施設の維持管理を中心にした取り組みが必要です。

交通安全運動の推進については、町主導となっていますが、今後は町内の交通安全協会の機能の充実を図る必要があります。

交通安全に対する意識の啓発については、駐在所から発行される広報紙、春と秋の全国交通安全キャンペーン等で推進しています。また、朝の街頭指導を交通安全協会や交通指導隊等により実施しており、今後も継続して意識啓発を進める必要があります。

■交通安全運動■



基本方針

交通事故のない安全な生活を確保するために、交通安全施設の整備、更新を進めるとともに、町民と行政の連携による交通安全運動等を通じて、交通安全意識の向上に努めます。

施策の体系

交通安全

- (1) 交通安全施設の整備、更新
- (2) 交通安全運動の推進と交通安全意識の啓発

基本施策の方向

(1) 交通安全施設の整備、更新

住民の安全な生活を確保するためカーブミラーや標識等についての整備を進め、危険個所の減少を図るとともに、交通安全協会による点検の継続に取り組みます。

(2) 交通安全運動の推進と交通安全意識の啓発

交通安全運動の推進については、交通安全協会と連携を図り、また、キャンペーン内容については、各種団体と協力し効果的な運動の展開を図ります。

広報紙、交通安全キャンペーン、街頭指導の啓発活動を通して交通安全の意識の啓発を進めており、町内の4つの交通安全協会の機能、組織体制の充実をさらに図り、継続して啓発活動を実施します。

第7節 防 犯

現状と課題

防犯灯については、設置費用や設置場所、管理経費等の基準を作り計画的な設置を図っており、現在、900基（行政区管理が600、町管理300）程度の整備を行っています。

この防犯灯の設置については、平成20年度から行政区に対する設置等補助制度を導入しており、毎年制度を活用して、行政区管理の防犯灯新設や既存の防犯灯の修繕を行っています。

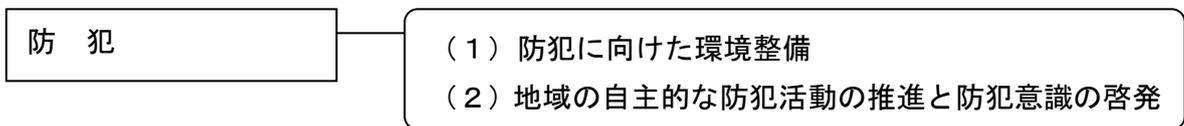
地域の自主的な防犯活動では、組織の統一を図った青少年育成町民会議の活動の一環として、地域警察連絡部を中心に青色防犯パトロール車による巡回の実施や車の鍵かけ調査等の防犯活動を実施しています。

また、江田・板楠駐在所からの「駐在所だより」の定期発行により、防犯意識の啓発が行われており、今後も継続が求められます。

基本方針

すべての住民が犯罪から守られるように、警察機関との連携を強化し、防犯に向けた環境整備や自主的な防犯活動等への支援を図り、安全で安心なまちづくりを目指します。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 防犯に向けた環境整備

本町の設置基準等に従って、必要性を考慮し、今後も防犯灯を設置していくとともに、町管理防犯灯の維持管理の在り方について協議を進めます。

(2) 地域の自主的な防犯活動の推進と防犯意識の啓発

現状の活動を継続しながら、防犯関係組織の統一を図りスムーズな防犯活動ができるよう調整するとともに、実施者の見直し、講習会への参加促進等を通して青色防犯パトロール活動の充実を図ります。

防犯意識の啓発については、「駐在所だより」の定期発行の継続を要請し、安全・安心のまちづくりを目指します。



第5章

明日を拓く人材が育つまち (教育文化)

第1節 学校教育

現状と課題

本町の学校教育では、「豊かな心をもち、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成」を目指し、確かな学力の向上をはじめ、豊かな人間性の育成、健康・体力の向上、開かれた学校づくり、教育環境の充実が求められます。

確かな学力の向上については、各種の学力テスト結果を分析し指導に生かして学力向上を目指しています。

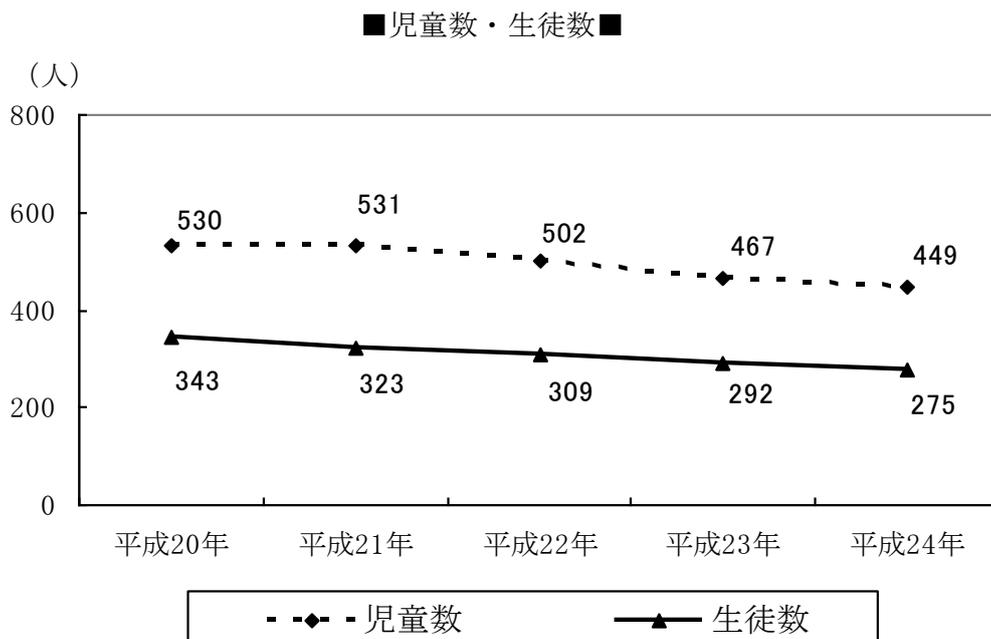
また、平成23年度からテレビのデジタル化や電子黒板の配置等新たな教育機器も整備していますが、教師の活用能力も含め、その機能を十分生かし、学校力、指導力の向上を図る必要があります。

一方、学校生活においては、豊かな人間性の育成の観点から、町内小・中学校では、子ども達のまじめな生活態度で規律ある集団生活が展開されており、今後とも道德教育を中心とした授業や指導が求められます。

健康・体力の向上については、今後とも、体育や部活動における体力向上はもとより、自ら健康づくりを管理する能力の育成が求められます。

また、地域・家庭における教育との連携の強化による開かれた学校づくりを進める必要があります。

教育環境の充実については、少子化の影響で小学校の統合は避けて通れない状況にあり、計画に沿った統廃合を進めています。

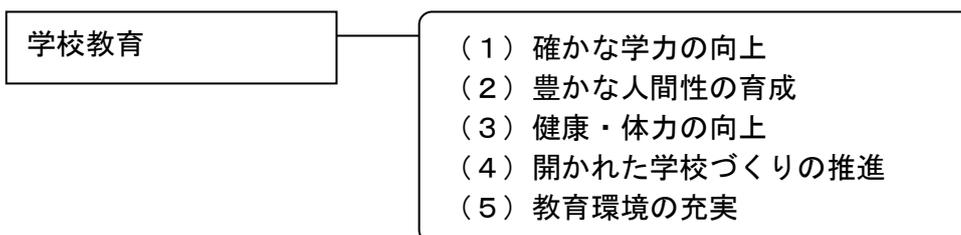


資料: 学校基本調査

基本方針

子ども達自身の個性を伸ばし、安心して伸び伸びと学ぶことができる教育環境と教育内容の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、健康で豊かな人間性を育む環境づくりを目指します。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 確かな学力の向上

①教育課程編成の工夫と確実な履修

児童生徒の確実な履修や町内の指導力アップのため、基礎・基本の徹底と能動型授業を主眼においたメリハリのある授業等を進めるとともに、児童・生徒の実態把握と課題の共有化を図ります。

②熊本型授業の展開と個に応じた指導の推進

自ら学ぶ意欲の喚起のため、自分の考えを持ち、表現させる授業づくりを進めるとともに、ピサ型読解力※5の視点に立った授業の展開や校内研修の充実、支援員制度の活用、町全体での組織的な研究授業の実施等を通して、教師自らの指導力を高めます。

③学力テストの分析、指導と評価の一体化

スキル学習※6の充実や2学期制での評価と意欲喚起等を通じた課題分析と具体的な対応策、個に応じたきめ細やかな指導による基礎基本の徹底を図ります。

④言語活動の推進

望ましい言語活動の環境を整え、すべての教育活動の中で思考力、判断力、表現力の育成を図ります。

(2) 豊かな人間性の育成

①魅力ある道徳の授業の創造

教材の開発・確保と視聴覚教材の活用等を通して魅力ある道徳教育を進めるとともに、自然体験、社会体験、奉仕活動等を通して生きる喜びや道徳的実践力の充実に努めます。

②ふれあいを重視した積極的な生徒指導

不登校や、いじめ等の問題行動の未然防止と解消に向け学校総体としての指導の徹底を図ることによって、すべての学校生活を通して、児童生徒の心の居場所となる学校や学級づくりを目指します。

また、教育活動全体を通して正義感や思いやり、協力する喜びや全体に奉仕する心等社会生活を営む上での大切な規範意識を養い、豊かな心と健やかな体づくりに努めます。併せて、職場体験等キャリア教育の推進に努めます。

③人権を尊重し、差別を排除しようとする児童生徒の育成

人権教育・日常生活の中での人権意識の高揚に努め、一人ひとりを大切にする心の育成を図ります。

(3) 健康・体力の向上

①教科体育と全教育活動を通じた体力の向上

運動量を確保した体育指導、体育的な学校行事、体育系の部活動の推進を図ります。

②自らの健康・安全管理能力の育成

保健学習等において、自己管理能力の育成を図ります。また、学校保健委員会の充実を進めます。

③積極的に運動に親しむ態度の育成

水泳記録会、陸上記録会、中体連各種大会、金栗マラソン大会等を通して運動に親しむ態度を育てます。

④食育の推進

食に関する知識や実践的態度を身につけさせ、望ましい食習慣の形成を図り、基礎体力の向上に取り組むとともに、学校栄養教諭による指導、給食便り、保護者の給食体験等を通して食育の推進を図ります。

(4) 開かれた学校づくりの推進

①情報提供と学校評価

学校便りの発行と学校評議員制度の活用を進め、学校に対する外部評価の公表、家庭と学校との課題、課題解決の方策の共有化を図ります。

②幼・保・小・中連携の強化

義務教育9ヵ年を見通したカリキュラムを作成するとともに、小中間の交流学习や教師間の乗り入れ授業を積極的に取り組むとともに、幼稚園、保育園、小中学校の連携の強化を図ります。

また、自ら学ぶ意欲の喚起や学校統合を見据えた、小中連携、各学校間の連携を更に密にしていきます。

③地域ぐるみの子育て

放課後子ども教室の実施や読み聞かせグループ、いきいき選択学習等地域における活動の充実と促進による取り組みを継続して推進します。

また、地域ぐるみのあいさつ運動や花いっぱい運動等の地域活動を活用して、地域における教育力の向上を図ります。

④学校と地域との積極的交流

ボランティアガイド等によるふるさとの伝統・文化の継承、職場体験学習の推進、町行事や地域行事への積極的な参加活動等を通して、学校と地域の交流を積極的に進めます。

(5) 教育環境の充実

①学校施設の整備、充実

平成 26 年、27 年に開校する小中学校施設併設型の利点を最大限に生かした教育環境の充実を図るとともに、安全・安心な学校づくりのため、地域力を活かす体制の充実を図ります。また、災害時の緊急避難所としての機能を果たす施設の整備に努めます。

②教職員の研修と指導力向上

町教職員研修会の実施や自主研修会の支援、町内小中学校校長会・教頭会・各主任会の開催等を積極的に推進することで、教職員の指導力の向上を図ります。

③学校・家庭・地域の三つの環での子ども育成の推進

校風づくり、家風づくり、気風づくりを通して、ふるさとのあととりづくりに努めます。

※5 ピサ型読解力：文章のような「連続型テキスト」及び図表のような「非連続型テキスト」を幅広く読み、これらを広く学校内外の様々な状況に関連付けて、組み立て、展開し、意味を理解することをどの程度行えるかを、可能な限り客観的に観ること。

※6 スキル学習：読み・書き・計算等の基礎技能を習熟するための学習を行うこと。

■三加和小中学校イメージ図■



第2節 社会教育

現状と課題

生涯学習については、公民館を活動の拠点として位置づけ、学習内容の充実や関係団体との連携、指導者の育成等が求められます。

公民館活動では、菊水地区での中央公民館まつり、三加和地区での文化協会中心の文化祭があり、両公民館利用者間の交流が進んでおり、今後は幅広い生涯学習活動の拠点として、内容の充実や利用者の拡大が求められます。

学習面では、三加和地区で講座を開いていたふれあい大学、コスモス学級を町内全域に広げ、菊水地区からの参加も増えてきています。

ボランティア活動では、ボランティアの会（菊水地区）やコスモス学級（三加和地区）による公共施設等の花壇の清掃活動等が実施されています。

伝統工芸みかわ手漉き和紙は、保存会の協力により多くの体験学習等を実施し、後継者・指導者の育成も含めて、年間を通して手漉き和紙体験を実施しており、今後とも充実が求められます。

家庭教育・地域教育については、放課後子ども教室、いきいき選択学習など様々なメニューによる学習を実施しています。

人権同和教育では、和水南関町ブロック人権・同和教育研究集会を相互の公民館で開催するなど、差別のない社会を目指す取り組みを実施しており、今後とも継続した取り組みが必要です。

■コミュニティ施設■

和水町中央公民館

和水町三加和公民館

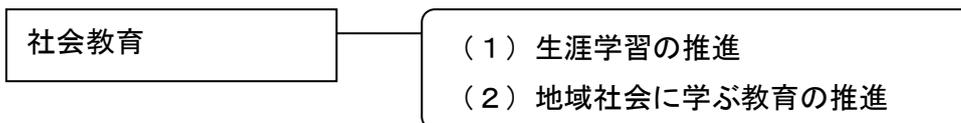
■みかわ手漉き和紙■



基本方針

誰もが自らの意志で学習や活動ができる社会教育環境の充実に向けて、生涯学習の内容や活動拠点機能の充実を図ります。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 生涯学習の推進

①公民館を拠点とした活動の推進

中央公民館まつり、町文化祭、生涯学習推進大会等については、一本化を視野に入れた交流事業として進めていきます。

②学習内容（プログラム）の充実

公民館における生涯学習活動としては、文集「なごみ」の全戸配布を継続するとともに、ふれあい大学、コスモス学級、文化協会活動等については、新規参加者の発掘を含め、誰でも気軽に参加できる環境を維持していきます。

また、手漉き紙は観光と連携した取り組みとともに、後継者育成、事業の強化等に取り組んでいきます。

③ボランティア団体との連携強化

ボランティア団体の把握に努め、社会教育・公民館活動を実施していくための協力団体との連携強化を図ります。

④指導者の育成

指導者を育成する講座を開設するなど、団塊の世代の人材を生涯学習の指導者として育成することを進めます。

(2) 地域社会に学ぶ教育の推進

①家庭教育・地域教育の推進

未来を担う和水の子ども達の体験学習の充実を図るため、放課後子ども教室やいきいき選択学習の継続した取り組みを行うとともに、町行事や地域行事などにも積極的に参加推進を図る指導者の掘り起しを進めます。

②人権同和教育の推進

男女差別、人種差別、宗教差別その他の様々な差別を無くすために、人権共存社会の実現を目指し、人権教育啓発活動の推進に努めます。

● 第3節 社会体育（地域スポーツ）

現状と課題

本町には、町体育館やスカイドーム 2000 など、多くの体育施設がありますが、老朽化している施設も多く、修繕を重ねながらの管理となっており今後とも継続した取り組みが必要です。

現在、平成 23 年 3 月に、「スポーツで心を結ぶ町づくり」をテーマに「和水町スポーツ振興計画」を策定し、計画に基づく取り組みを進めています。

また、総合型地域スポーツクラブについては、平成 23 年度に「みかわだっでんクラブ」の名称を「なごみだっでんクラブ」と改め、町内全域に広く浸透させることとし、平成 23 年度から独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成を受けクラブマネージャーを設置しました。

クラブ運営は会費が主な活動資金となっていますが、会員数が伸び悩んでおり、資金の確保が重要課題となっています。

■ スポーツ・レクリエーション施設 ■

| |
|----------------|
| 和水町体育館 |
| 和水町スカイドーム 2000 |
| 和水町ふれあい会館 |
| 和水町弓道場 |
| 和水町総合グラウンド |
| 和水町三加和グラウンド |
| 和水町春富グラウンド |
| 和水町多目的広場 |
| 和水町テニスコート |

基本方針

誰もがあらゆる機会と場所において、自主的にスポーツを行うことができるようにスポーツ振興計画に基づき、計画推進体制の確立とスポーツ施設の充実に努めます。

施策の体系

社会体育（地域スポーツ）

- (1) スポーツ施設の整備
- (2) 生涯スポーツの振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの推進

基本施策の方向

(1) スポーツ施設の整備

住民のニーズに応えられるスポーツ施設の整備、充実に努めます。

(2) 生涯スポーツの振興

スポーツ振興計画に基づき、生涯スポーツの普及と推進、子どもの体力向上とスポーツ振興、競技スポーツの推進の充実及びスポーツ環境の充実と効率化を図ります。

(3) 総合型地域スポーツクラブの推進

「なごみだってんクラブ」の魅力アップのための環境整備を進めます。

■和水平町スカイドーム 2000■



第4節 文化振興

現状と課題

文化振興については、町の歴史的文化的資源の保全と活用を進めるとともに、姉妹都市との交流による国際交流の推進、町で独自に活動する文化団体への支援等が求められます。

歴史的文化的資源の保全と活用については、整備後の史跡管理、史跡巡りの計画・案内、普段は施錠している装飾古墳の一般公開、石橋の清掃など積極的に取り組んでいます。また、町内6年生を対象とした「豊前街道を歩く会」を実施しています。

文化財の保護については、案内板・説明板の設置を行ったほか、山城調査では日平城・志口永城の測量調査や田中城陣跡の発掘調査等を行ってきました。

また、歴史民俗資料館では、年3回の特別展を開催しています。さらに、依頼があれば学校にも出向き郷土学習の講師として、子ども達に地元の歴史について話をしています。今後も、町内外の人達に町内の歴史に対する関心を高めるよう努めます。

国際交流については、韓国公州市と姉妹都市を締結しており、今後も交流を深めることが求められます。

文化活動については、現在菊水史談会や文化協会等が活動を行っていますが、会員の高齢化及び現象が進んでおり、今後の活動のあり方や体制づくりについて検討する必要があります。

■ 田中城跡 ■



■ 江田船山古墳 ■



■国指定の文化財■

| 種別 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|----------------------------|--|-------------|
| 史跡 | 江田穴観音古墳 | 江田字中小路4400 | 昭和19年11月13日 |
| 史跡 | 江田船山古墳 付塚坊主古墳 虚空蔵塚古墳 | 江田字大久保原365ほか 瀬川字清水原452ほか 江田字清原平292ほか | 昭和26年 6月 9日 |
| 建造物 | 旧境家住宅 | 瀬川字清水原441-1 | 昭和43年 2月23日 |
| 史跡 | 田中城跡 | 和仁字古城・田中 | 平成14年 3月19日 |
| 史跡 | 豊前街道 腹切坂 | 岩字池入 | 平成17年 3月 2日 |
| 史跡4件 建造物1件 合計5件 | | | |

■県指定の文化財■

| 種別 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------------------------|-------------|---------------|-------------|
| 天然記念物 | 上十町権現のイチイガシ | 上十町字猿懸 | 昭和40年 2月25日 |
| 天然記念物 | 山森阿蘇神社のクス | 西吉地字山森1398 | 昭和40年 2月25日 |
| 彫刻 | 木造薬師如来坐像 | 板楠字丸田 | 昭和41年 1月31日 |
| 考古 | 清原石人付 石製品一括 | 江田字清原302 | 昭和48年11月26日 |
| 史跡 | 若宮古墳 | 江田字中小路原3873 | 昭和48年11月26日 |
| 建造物 | 熊野宮宝塔 | 江田字神屋敷4349-1 | 昭和49年 3月23日 |
| 史跡 | 長刀横穴一号 | 瀬川字長刀3589-1ほか | 昭和50年 7月31日 |
| 史跡 | 下岩官軍墓地 | 岩字河井ヶ浦4151-2 | 昭和52年10月11日 |
| 彫刻 | 木造薬師如来坐像 | 久井原字安田2347 | 平成 2年 1月19日 |
| 史跡 | トンカラリン | 瀬川字長刀ほか | 平成20年 2月 8日 |
| 史跡4件 建造物1件 考古1件 彫刻2件 天然記念物2件 合計10件 | | | |

■町指定の文化財■

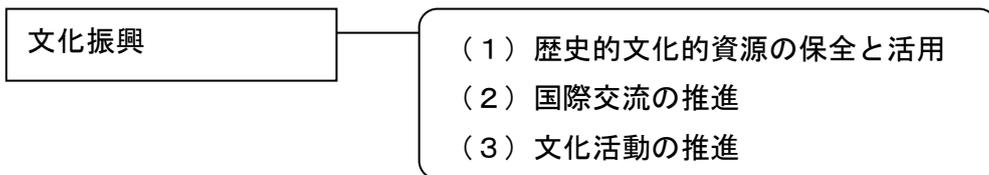
| 種別 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|--------------|---------------|-------------|
| 建造物 | 旧布施家 | 江田字清原302 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 日平宝篋印塔 | 日平字内浦775-3 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 中道宝塔 | 江田字横枕 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 内田五輪塔 | 内田字宮ノ脇 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 下津原西六地藏 | 下津原字上西原3337-1 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 久井原六地藏 | 久井原字北園 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 岩尻六地藏 | 岩尻字徳丸138 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 焼米六地藏 | 焼米字前田255-1 | 昭和53年 5月 1日 |
| 建造物 | 用木六地藏 | 用木字横318 | 昭和53年 5月 1日 |
| 史跡 | 日置の墓地 | 瀬川字奥原3144 | 昭和53年 5月 1日 |
| 史跡 | 北原松右衛門ぜき | 津田字下津留 | 昭和61年 4月18日 |
| 史跡 | 佐藤固庵・草野潜溪の墓 | 山十町字橋上 | 平成元年11月21日 |
| 史跡 | 金栗瀬助翁の墓 | 中林字杉谷 | 平成元年11月21日 |
| 彫刻 | 中原地藏板碑 | 平野字片峯937 | 平成元年11月21日 |
| 彫刻 | 広徳寺の地藏 | 上板楠字門出1959 | 平成 3年 5月21日 |
| 建造物 | 上津田（苧生田）の六地藏 | 上津田字陳内1104 | 平成 3年 5月21日 |
| 史跡 | 田中城岩地藏（磨崖仏） | 和仁字古城509 | 平成 3年 5月21日 |
| 史跡5件 建造物10件 彫刻2件 合計17件 | | | |

資料:社会教育課管理データ（平成25年2月末現在）

基本方針

貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する住民の理解と認識を促すとともに、調査・研究に努め、保護と活用を図ります。また、住民自らが文化を創造できるまちづくりを進めるために、住民の自主的な活動を支援します。

施策の体系



基本施策の方向

(1) 歴史的文化的資源の保全と活用

田中城跡については、保存・管理計画の策定に努め、全体の整備を進めます。

また、町史編纂に伴い収集された史・資料や発掘調査で出土した考古遺物等を収蔵する施設の整備に努めます。更に、町内に所在する文化財を住民や見学者に理解してもらうために、案内板や道標の設置を推進し、史跡めぐり等の充実を図ります。

また、トンカラリンについても、引き続き、保存・整備のあり方や活用方法等について協議を進めます。

歴史民俗資料館の老朽化対策については、学校跡地等の活用も視野に入れて三加和地区の資料館と併せ、施設の整備を推進します。

豊前街道を歩く会については、町内の子ども達が豊前街道を歩くことを通して、郷土の歴史を学び、参加者相互の親睦を深めるとともに心身の鍛練を図ってくれることを期待して引き続き行っていきます。

(2) 国際交流の推進

姉妹都市「韓国公州市」との交流については、文化団体や住民同士の交流等を深めるためテーマを持った活動を推進します。

(3) 文化活動の推進

生涯学習への若い人達の参加を呼び掛けるとともに、学習の場と発表の場を設け、誰でも楽しく参加できる雰囲気づくりに心掛けます。

第6章

**分権社会に対応する自立したまち
(協働のまちづくり・行財政運営)**

第1節 自律的なコミュニティ形成

現状と課題

過疎化や少子高齢化が進む中、中山間地域においては、自治機能の低下や将来的な存続が危ぶまれる集落が存在しています。

このような中で、地域コミュニティの維持や活性化を図り、地方分権時代に対応していくためには、住民と行政が一体となった協働関係を築き、「地域の力」による住民主体のまちづくりを推進することが重要です。

さらには、地域課題の解決に向けた取り組みを主体的に牽引する地域リーダーの育成やNPO・ボランティア団体との更なる連携の強化が必要です。

■小学校区別行政区数等■

| 校区名 | 行政区数 | 世帯数 |
|------|------|-------|
| 中央校区 | 17 | 859 |
| 南校区 | 4 | 308 |
| 東校区 | 13 | 404 |
| 西校区 | 6 | 357 |
| 神尾校区 | 10 | 554 |
| 春富校区 | 9 | 492 |
| 緑校区 | 7 | 537 |
| 計 | 66 | 3,511 |

(平成25年2月末現在)

■地域づくり団体一覧■

| 団体名 | 地域(行政区) |
|--------------|--------------------|
| 夢ランド十町 | 上十町・山十町・中十町 |
| みどりの里 上板楠 | 住吉・西口 |
| なごみの里 | 上津田・下津田・上平野・下平野 |
| 愛・夢・板楠 | 板楠東・板楠西 |
| 岩の郷里づくり推進協議会 | 上岩・中岩・下岩 |
| ひだまりの里 | 野田・上大田黒・下大田黒 |
| いにしえの里 春日野 | 和仁・中和仁・上和仁・開拓 |
| 富貴の里 吉地 | 中林・東吉地・下吉地・中吉地・上吉地 |
| なごみの郷高野 | 古閑・本村・前野・榎原 |

(平成25年2月末現在)

基本方針

「(仮称) 和水町まちづくり基本条例」に基づく協働のまちづくりを推進するとともに、里づくり協議会等の地域活動を通して地域コミュニティの醸成のための支援等に努めます。

施策の体系

自律的なコミュニティ形成

- (1) 住民主体による協働のまちづくりの推進
- (2) 地域コミュニティの再生・強化
- (3) 住民活動等への支援

基本施策の方向

(1) 住民主体による協働のまちづくりの推進

過疎化や少子高齢化等によって地域コミュニティの姿が急速に変化する中で、住民一人ひとりがいきいきと暮らせるように、住民が主体となって行政、民間、NPO等との協働のまちづくりを進めます。

そのために、社会教育を通じた人づくりの拠点である公民館と連携しながら、住民主体のまちづくりへの機運の醸成を図り、まちづくりのための協働の原則や役割等の基本的なルールを定めた「(仮称) 和水町まちづくり基本条例」の制定に取り組みます。

(2) 地域コミュニティの再生・強化

地縁型※7による地域コミュニティにおいては、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担う“地域リーダー”や“地域コーディネーター”を育成するとともに、里づくり協議会等の特色ある地域活動を積極的に支援します。

また、行政区間において、地域コミュニティ活動の情報交換ができる仕組みづくりや環境を整備し、地域間の相乗的な機運の醸成を図ります。

(3) 住民活動等への支援

志縁型※8によるNPOやボランティア団体等の住民活動組織においては、その専門的な知識や技能等が地域コミュニティをはじめとする幅広いコミュニティに対して十分に発揮できるように積極的に支援します。

※7 地縁型：自治会・町会・PTAなど、居住地域を対象とした組織のこと。

※8 志縁型：ボランティア団体・NPO法人・スポーツクラブなど、特定の目的で集まった組織のこと。



第2節 行財政運営

現状と課題

行財政改革については、平成19年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を受けて、自治体の財政健全化が求められています。

今後、更なる効率的かつ効果的な政策の立案や施策の実施が求められることから、行政評価システムを導入し、施策の評価に取り組んでいます。

職員研修については、地方分権の時代にあって職員の意識改革と資質の向上は緊急の課題として、県主催の研修会等への参加や町独自の研修を実施するなど職員の研鑽を図っています。今後も研修内容に適した職員の参加を積極的に推進するなど、より一層の研修事業の充実が必要です。

■ 財政指標 ■

(単位：%)

| 区分 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 早期健全化 基準 | 財政再生 基準 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|
| 自主財源比率 | 23.6 | 23 | 19.6 | 21.2 | 21.2 | | |
| 実質収支比率 | 6.9 | 6.6 | 8.7 | 6.5 | 9.9 | | |
| 経常収支比率 | 89.4 | 87.2 | 83 | 74.4 | 75.6 | | |
| 財政力指数 | 0.28 | 0.28 | 0.27 | 0.25 | 0.24 | | |
| 実質赤字比率 | — | — | — | — | — | 15 | 20 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | — | — | 20 | 40 |
| 実質公債費比率 | 12.8 | 12.3 | 11.8 | 9.5 | 8.3 | 25 | 35 |
| 将来負担比率 | 43.9 | 31.1 | 15.4 | — | — | 350 | — |

資料：総務課管理データ

基本方針

事務事業の再編・整理を図るとともに、行政評価システムの充実、職員の意識改革・資質の向上に努め、健全な行財政運営ができるまちづくりを進めます。

施策の体系

行財政運営

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 行政評価システムの充実
- (3) 職員の研鑽

基本施策の方向

(1) 行財政改革の推進

組織の全体の見直しとともに事務事業の見直しを行い、効率的かつ効果的な運営ができるよう整理統合を進めます。

また、健全化に向けた財政運営を推進します。

(2) 行政評価システムの充実

行政評価システムの本格化に併せ、予算・決算や他の事務事業との連動性も含め推進します。

(3) 職員の研鑽

県の研修事業や市町村アカデミーへの参加を継続しながら、専門研修や職階研修を充実し、職員の意識改革及び資質の向上を図るとともに、国や県の制度改革を踏まえた人事評価制度の検討を進めます。

第3節 男女共同参画

現状と課題

我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、性別に捉われず、一人ひとりが個性と能力を発揮し、お互いが社会の構成員として、ともに支え合い、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では「和水町男女共同参画計画」を平成23年3月に策定し、計画の基本目標である「男女がともに支えあい、暮らしやすいまちづくりの実現」のため、様々な課題解決に向け、積極的に取り組んでいます。

基本方針

男女共同参画社会の実現を目指して、和水町男女共同参画計画に基づき、住民や企業の主体的な参画による啓発活動などを図り意識の高揚に努めます。

施策の体系

男女共同参画

(1) 男女共同参画の推進

基本施策の方向

(1) 男女共同参画の推進

「男女がともに支えあい、暮らしやすいまちづくりの実現」を目標として、地域、家庭、職場、学校等が一体となり男女共同参加社会の実現を目指し、事業の展開等を図ります。



第7章

ユニバーサルデザインの推進

● 第1節 ユニバーサルデザインの啓発・導入

現状と課題

(1) ユニバーサルデザインの導入と普及

町では、全ての人にとって使い易いデザインとして、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共施設でのバリアフリー化や役場での車椅子の設置等を実施しています。

基本方針

すべての人に優しいまちづくりの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶとともに、普及・啓発に努め、積極的に導入します。

施策の体系

ユニバーサルデザインの啓発・導入

(1) ユニバーサルデザインの導入と普及推進

基本施策の方向

(1) ユニバーサルデザインの導入と普及推進

本町では施設整備等において、必要に応じて引き続きユニバーサルデザインを取り入れた整備を図るとともに、様々な機会を活用して、ユニバーサルデザインに対する意識啓発が図れるようなイベントやキャンペーン等による普及推進に努めます。

參考資料

1. 答申

平成 25 年 3 月 5 日

和水町長 坂 梨 豊 昭 様

和水町振興計画審議会
会 長 福 山 精 一

和水町の振興計画「第 1 次和水町まちづくり総合計画
後期基本計画（案）」について（答申）

和水町振興計画審議会は、平成 24 年 10 月 3 日和水町長から委嘱を受け諮問に応じて、前期基本計画が平成 24 年度までの計画であることから、引き続き基本構想の実現に向けてまちづくりを進めるため、次なる 5 ヶ年に向けた後期基本計画の策定に関して慎重に調査及び審議を重ねて参りました。

第 1 次和水町まちづくり総合計画基本計画（案）について、次のとおり答申します。

（答申内容）

第 1 次和水町まちづくり総合計画後期基本計画（案）については、住民アンケート調査の実施や前期基本計画の評価・検証など、各方面からの意見収集、分析がなされており、平成 20 年 3 月に策定された基本構想の実現に向けて、施策を体系的に組み立てられており、又その基本施策の方向性など、内容は妥当であると認めます。

なお、今後のまちづくりにあたっては、「希望（ゆめ）あふれ、人と地域が輝くまち」の実現に向けて、次の点に配慮して行政と住民が協働して取り組まれることを望むものです。

- 1 これからのまちづくりを進めるにあたっては、行政のみならず、まちづくりの主役である住民が参画できる仕組みづくりを進めていただきたい。
- 2 そのためには、総合計画の趣旨を広く住民に周知するとともに、行政各部局の連携を強化し、人の誘致・育成・ネットワークの体制の構築を図り、健全な行財政運営に努め、住民と行政の協働のまちづくりを進めていただきたい。

2. 計画策定の経過

| 年月日 | 内容 |
|------------------------|--|
| 平成24年5月～7月 | 基礎データの収集・分析 など |
| 平成24年6月20日 ～7月3日 | 住民アンケート調査実施 |
| 平成24年6月29日 | 町長ヒアリング |
| 平成24年8月8日 ～8月10日 | 各課ヒアリング 施策評価を用いて現状の施策の達成度を把握し、後期基本計画に向けての新たな方策や課題、必要な事業展開等を確認（聞き取り調査実施） |
| 平成24年10月3日 | 第1回和水町振興計画審議会 ・後期基本計画策定方針 ・前期基本計画の評価・検証 など |
| 平成24年11月12日 ～11月20日 | 各課確認調査 ・計画素案（たたき台）に係る内容確認 |
| 平成24年11月30日 | 第2回和水町振興計画審議会 ・後期基本計画素案の審議 |
| 平成25年1月29日 ～2月8日 | 各課確認調査 ・計画案に係る内容確認 |
| 平成25年2月28日 | 第3回和水町振興計画審議会 ・計画案の審議 |
| 平成25年3月5日 | 町長へ答申 |

3. 和水町振興計画審議会委員名簿

| | 氏名 | 役職等 | 行政区 | 校区 |
|----|----------|-------------------|------|----|
| 1 | 森 潤一郎 | 校区代表区長 | 江光寺 | 中央 |
| 2 | 前淵 恵治 | 校区代表区長（元町職員） | 用木 | 南 |
| 3 | 猿渡 健志 | 校区代表区長（工務店経営） | 古閑 | 東 |
| 4 | 福田 紀夫 | 校区代表区長（会社役員） | 下久井原 | 西 |
| 5 | 江崎 正治 | 校区代表区長 | 板楠西 | 緑 |
| 6 | 福山 精一(◎) | 校区代表区長（元町議会議員） | 下平野 | 神尾 |
| 7 | 橋本 明 | 校区代表区長（元学校長） | 上和仁 | 春富 |
| 8 | 多賀 勝丸 | 町議会議員 | 用木 | 南 |
| 9 | 小出 正泰 | 教育委員長（元学校長） | 寺山 | 中央 |
| 10 | 小山 忠 | 教育委員（元学校長、里づくり会長） | 和仁 | 春富 |
| 11 | 竹下 博昭 | 老人会長 | 板楠東 | 緑 |
| 12 | 辻 桂一郎 | 商工会長（電気工事店経営） | 中路 | 中央 |
| 13 | 菊川 ヨリ子 | 婦人会長（元合併協議会委員） | 前原 | 中央 |
| 14 | 日永 清助(○) | 民生児童委員会会長（元町職員） | 上津田 | 神尾 |
| 15 | 増田 雅典 | JA 玉名菊水総合支所長 | 岩尻 | 東 |
| 16 | 今村 浩史 | JA 玉名三加和総合支所長 | 中岩 | 神尾 |
| 17 | 荒木 政士 | 農業委員会会長（町議会議員） | 山十町 | 緑 |
| 18 | 高木 始 | 固定資産評価審査委員（元町職員） | 東吉地 | 春富 |
| 19 | 高木 美智代 | 母子保健推進員（酪農家） | 竈門 | 西 |

(注) ◎：委員長 ○：副委員長

4. 前期基本計画の評価・検証

(1) 総論

① 検証の目的

前期基本計画の期間中、拡大を続けていた日本経済は、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響を大きく受けました。その影響は、地方にも波及し、全国の企業、行政が地域経済の立て直しを行い、現在、回復基調にあります。このような状況の下で、総合計画が推進されています。

以下、平成20年3月に作成された「第1次和水町まちづくり総合計画前期基本計画」について、これまでに取り組んできた各種施策の評価と見直しを行い、地域間競争に勝ち抜く町政戦略に資する「後期基本計画」を作成するにあたっての地域課題等について取りまとめることを目的としました。

② 後期基本計画の策定方針

本町では、平成20年度に第1次和水町まちづくり総合計画をスタートし、基本構想に掲げる将来像「希望(ゆめ)あふれ、人と地域が輝くまち」の実現に向け、前期基本計画に基づき、積極的な各種施策・事業を展開してきました。

前期基本計画が平成24年度(2012年)までの計画であることから、引き続き基本構想の実現に向けてまちづくりを進めるため、次なる5ヵ年に向けた「第1次和水町まちづくり総合計画後期基本計画」を策定するものです。総合計画の構成と期間は以下のとおりです。

■基本構想

基本構想は、10年後の町の将来像や政策の柱のほか、これらを達成するための基本的な方針を示すものです。

■基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための各種施策やその達成度を測るための指標等を示しています。基本計画は前期5ヵ年(平成20年度～平成24年度)、後期5ヵ年(平成25年度～平成29年度)で構成されています。

■実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な事業内容を示すもので、計画期間を3年とし、毎年度見直しを行うこととしています。

(2) 時代の潮流

グローバル化が進行した現代社会では、経済の変動の速度や振幅が大きく、長期間に及ぶ経済予測を行うことは困難です。

そのような中であっても、長期的な展望を持って計画的に行政運営を進めることは、住民生活の安定を図るうえでも必要です。

一方で、社会経済情勢が大きく変動するなかにあつては、昨今の時代の潮流を踏まえた柔軟な対応も考えなければなりません。ここでは、国土形成計画の全国計画(平成 20 年 7 月)等を参考に、本町の特性を踏まえた特に注視すべき事項を以下にまとめます。

① 危機管理への対応

最近 5 年間にリーマンショックや口蹄疫等による影響、平成 23 年 3 月の東日本大震災、福島での原子力発電所による事故が発生するなど、国民の生活に直接影響する事件・事故が発生しており、大震災以降、防災に対する関心が高まる中、突発的な危機への即応的な対策が求められています。

② 人口減少及び少子高齢社会の進行

総務省統計局の発表によれば、国内の総人口及び日本人人口は平成 16 年をピークに減少傾向にあります。

平成 22 年の国勢調査における高齢化率は 23.0%であり、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計※9 では、10 年後の平成 32 年(2020 年)には 29.1%となることが予想されています。

また、合計特殊出生率※10 は、平成 23 年は 1.39 と平成 17 年の 1.26 を底に、おおむね上昇傾向にありますが、出生数自体は減少しており少子化はなお続いています。

今後、この人口構造はいびつな形となることが予想されるため、今まで以上に、安定した経済成長と労働力の確保に向けた取り組み、町内会等地縁型コミュニティの再生、交流人口など多様な人口の視点を取り入れた地域活性化の取り組みを進めるなど、本格化する人口減少、少子高齢化に向けた幅広い社会システムの構築が求められています。

③ 環境問題への取り組みと新エネルギーへの対応

環境問題については、前期基本計画策定時以上に深刻さを増しています。世界の人口や経済の拡大による地球規模での環境付加の増加や生態系の変化など、環境に係わる課題が顕在化しています。

政府は平成 21 年 9 月の国連総会で、温室効果ガス削減の中期目標として、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税などの導入を通して、1990 年比で 2020 年までに 25%削減することを掲げたものの、排出権取引を含めた削減率とするか否かはまだ示されていません。

このような中、福島での原子力発電事故をきっかけに、太陽光発電など自然再生エネルギーへの関心が高まっており、世界の先頭に立った環境問題への積極的な対応のため、社

会活動のいたるところで創意工夫が必要となっています。

ごみの減量化は環境問題を考える上での基本的な取り組みであり、住民におけるごみの減量化や資源化に対する啓発をはじめ、公共施設全体にわたる省エネルギー及び省資源化に継続して取り組む必要があります。

併せて、再生可能エネルギーについては、将来の世代を考慮した総合的な環境対策が求められています。

④ 生活様式の多様化

これまでもみられた若年層や高齢者での単独世帯の増加などの家族形態の多様化が進んでいると同時に、その生活様式も多様化してきています。

今後は、生活様式の多様化に対応した働き方、居住の仕方、学び方等ができる「多選択社会」への対応を今後のまちづくり等に活かすことが必要です。

また、超高齢社会の中、団塊の世代が65歳以上の仲間入りをする平成27年を見越し、それ以前の年代とは違う、かれらがもつ「食」「住」などに対する「生きる」活力やこれをもとに培った多くの知識や経験を、地域は地域で支えるという「地域力」の醸成に活かす仕組みづくりも求められています。

⑤ 住民と行政の協働のまちづくりの推進

地域主義が進展する中、高度化、多様化する住民のニーズに対応し、独自のまちづくりを進めるためには、住民と行政が一体となって、さまざまな地域課題を解決する必要があります。

そのためには、行政への積極的な住民参画や、住民が自分で考え、行動できる取り組みが必要であり、広報広聴手段の充実のもと、政策形成過程から管理運営に至るまでの住民参画の仕組みづくりの確立や地域活動等への支援などが求められています。

⑥ 地方の主体性と自立の確保

平成の大合併によって、平成11年3月末時点で3,232あった市町村は、平成24年4月1日現在で1,742まで減っている中、地域主義の進行は、ますます、地方の主体性と自立を求めています。

地方自治体においては、長期債務の削減等を通して、財源不足に陥らないよう行財政改革等を通じた計画的かつ効率的な行財政運営を進める必要があります。

※9 中位推計：国の人口推計時に出生数、死亡者数等の増減を普通（中程度）と定義したもの。ほかに高位水準等がある。

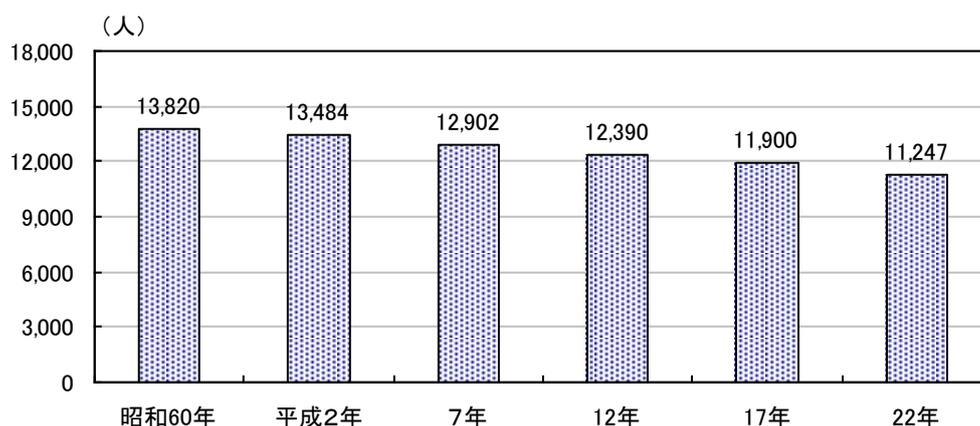
※10 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す数字のこと。

(3) 和水町の人口構造

① 人口と世帯の推移

本町の人口は年々減少傾向にあり、昭和60年国勢調査時点（13,820人）から平成22年国勢調査時点（11,247人）の間で2,573人の減少（-18.6%）となっています。

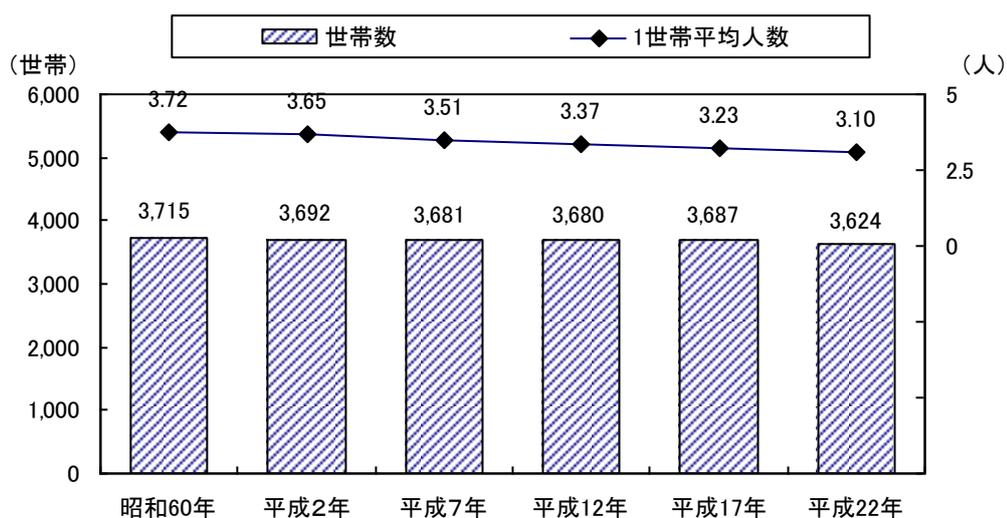
■人口の推移■



出所:国勢調査

世帯数は昭和60年から平成2年にかけてほぼ横ばいで推移し、平成22年の国勢調査世帯数は3,624世帯です。世帯規模は縮小傾向にあり、平成22年の1世帯当たり平均人数は3.10人となっています。

■世帯数・世帯規模の推移■



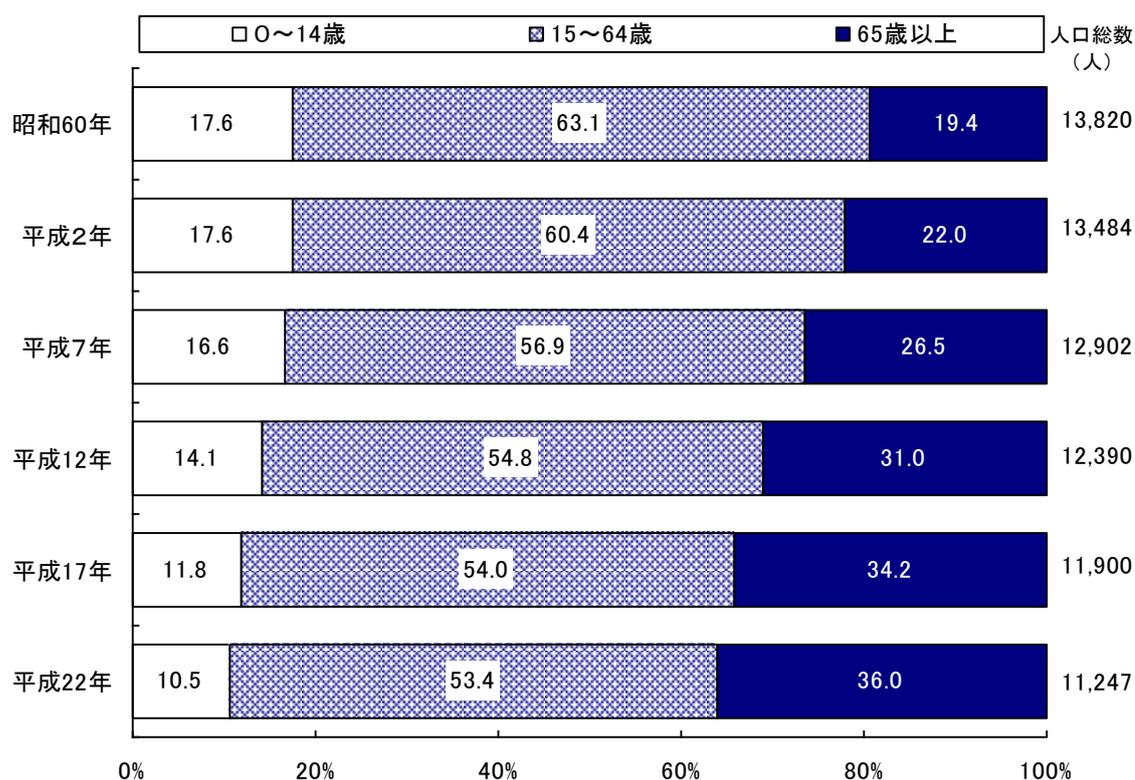
出所:国勢調査

② 人口構成比の推移

総人口は減少傾向ですが高齢化は加速度的に進行しており、高齢者比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、平成12年時点で既に3割を超え、平成22年では36.0%に達しています。

年少人口比率（15歳未満人口が総人口に占める割合）も年々低下傾向にあり、平成22年では10.5%と過去最低の水準となっており、高齢化と少子化が同時進行しています。

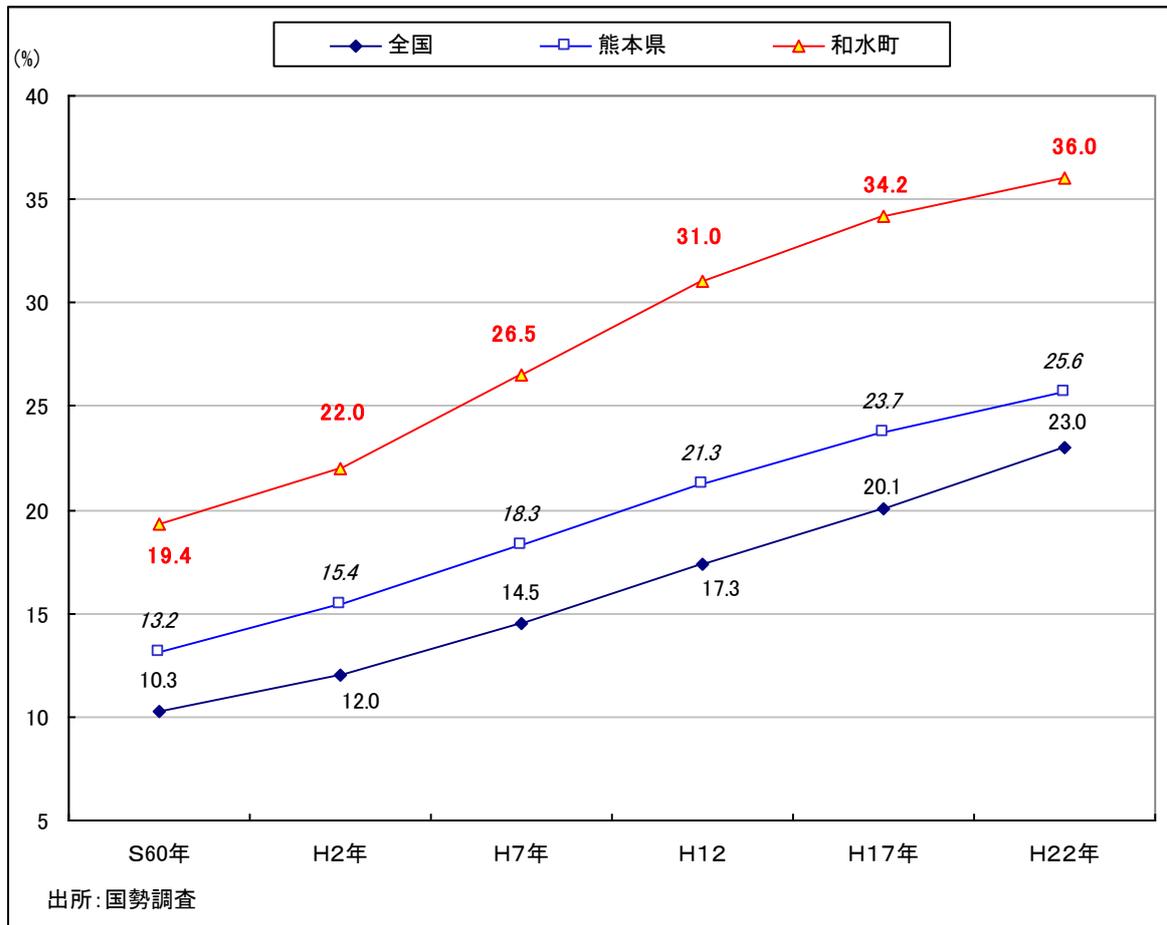
■ 年齢別人口構成比の推移 ■



出所：国勢調査 ※構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。

高齢者比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）を全国、熊本県、本町で比較してみると、全国よりも熊本県、熊本県よりも本町のほうが一貫して高い水準にあり、高齢者比率は平成22年で全国値を13.0ポイント、熊本県を10.4ポイント上回るなど、非常に高い水準で高齢化が進行していると言えます。

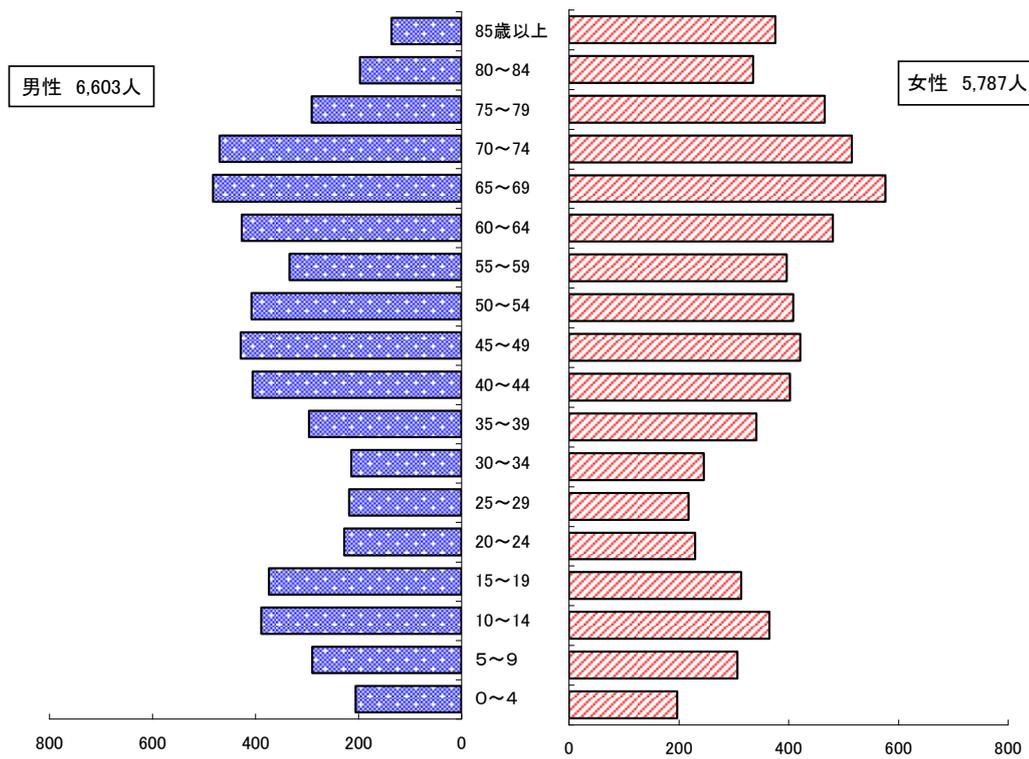
■高齢者比率の推移（全国・熊本県・町）■



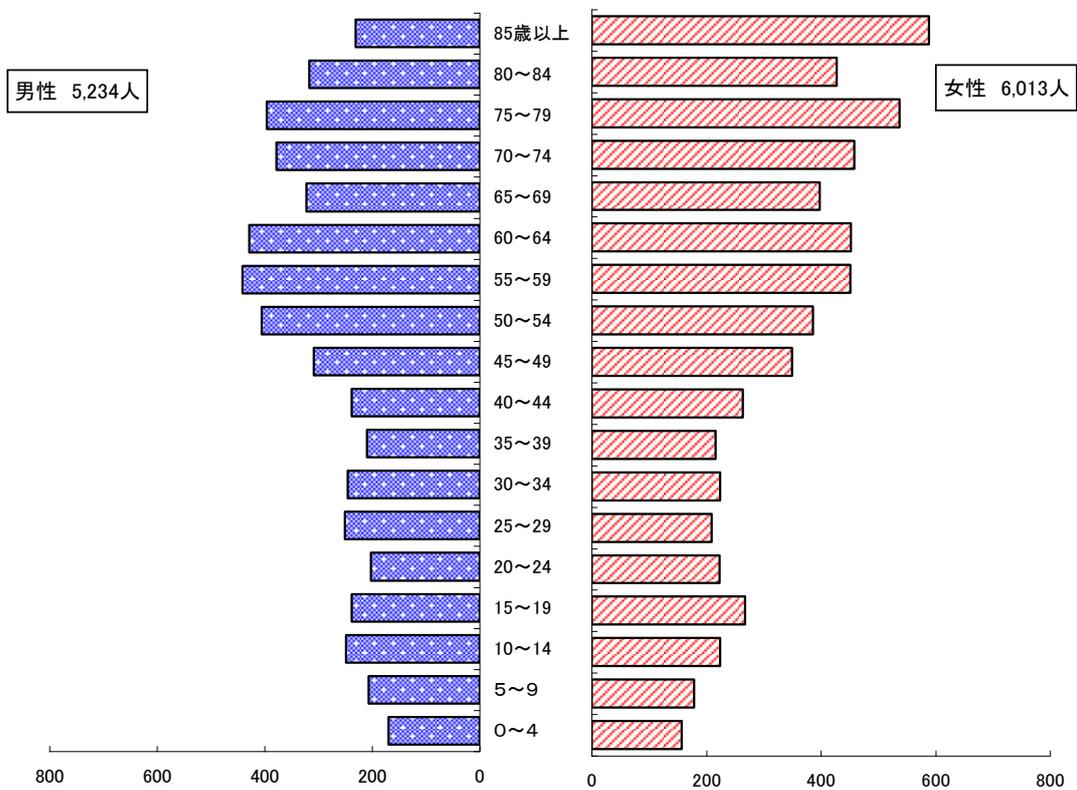
性・年代別にみた人口ピラミッドの変化をみると、平成12年の人口ピラミッドは10代に膨らみのある「ひょうたん型」の形態となっていますが、平成22年では10代人口の減少によって下細りの形に変化しています。

性別に見ると、男女比は1.14前後で推移しており、平成22年時点で女性人口が男性人口よりも779人多くなっています。特に高齢の女性人口が男性を非常に上回っている状況がみられます。

■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成12年）■



■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成22年）■



(4) 住民アンケート調査からみた主要課題

住民アンケート調査結果を基に、住民のニーズからみた、今後のまちづくりにあたっての主要課題を以下のように整理しました。

■調査の実施方法と結果■

| | |
|--------------------------|--|
| 調 査 対 象 | 和水町に居住する 18 歳以上の住民 1,500 人 |
| 調査の時期と方法 | 平成 24 年 6 月～7 月 郵送による配布・回収 |
| 回答者数と回収率 | 回答者数：677 人 回収率：45.1% |
| 前 回 調 査 | 平成 18 年 9 月実施 調査対象は今回と同様 配布数：1,500 人 回答者数：753 人 回収率：50.2% |
| 満 足 度 と 重 視 度 に つ い て | 和水町の現状に関する 21 項目に対する満足度と重視度を それぞれ 5 段階で質問 |

① まちづくり全体

住民の愛着度は高いものの、定住意向は買物や交通の不便さや就業機会の少なさ等を背景に半数強にとどまっており、定住意向、すなわち住み良さ、暮しやすさの向上を図るためには、産業の振興による就業機会の確保やまちの活気、保健・医療・福祉の充実、交通便利性の向上等を中心に住民ニーズの充実に努める必要があります。

② 分野別

保健・医療・福祉

介護予防や介護者の負担を軽減するサービスを継続するとともに、在宅サービスの充実など身近な高齢者への支援や見守りに対する取り組みの充実が求められています。

産業振興

農業の担い手育成や農産物のブランド化、集客観光施設などの取り組みを継続するとともに、集落営農等を通じた耕作放棄地対策や高齢者など買物難民対策、空店舗の活用、企業誘致の推進、広域観光ルートの開発など、より直接的に住民の目に見える形での産業の活性化が求められています。

生活環境

人口減少、少子高齢化が進行するなか、「定住化」は町の活性化の要であり、宅地開発の推進や町営住宅の改修等などの定住化につながる施策へのニーズが相対的に高くなっています。

教育

食育、情報化・国際化に対応した学習機会、さらには地域に開かれた学校づくりなど教育分野における地域との関わりが、より一層求められています。

■住民のまちづくりへの評価の背景■

| 区 分 | 項 目 |
|--|--|
| 愛着度 | ・満足 84.5% ◆感じている+やや感じている |
| 定住意向 | ・住み続けたい 56.0% |
| 住み続けたくない理由 | ・日常の買い物が不便 44.0% ・道路事情や交通の便が悪い 32.1% ・町内に適当な職場が少ない 29.4% |
| 今後もっとも重要な項目 上位 5 位 (「重視度」は高いものの、「満足度」が低い) | ・商工業の振興 ・農林水産業の振興 ・行財政の運営 ・生活道路の整備 ・交通安全対策 |
| 維持が望まれる項目 上位 5 位 (「重視度」「満足度」ともに高い) | ・高齢者福祉の充実 ・子育て支援の充実 ・保健・医療の充実 ・障がい者福祉の充実 ・ごみ処理対策 |
| 前回よりも満足度が減少した項目 上位 5 項目 | ・スポーツの振興(増減ポイント▲11.6) ・社会教育(▲8.7) ・文化の振興(▲5.3) ・学校教育(▲3.8) ・コミュニティ活動(▲2.9) |

■分野別第 1 位の重点項目■

| 分 野 | 第 1 位重点項目 |
|----------|--|
| 地域福祉の充実 | ・介護予防や介護者の負担を軽減するサービスの充実(43.3%) ◆前回 同上(42.4%) ◆前回より高くなっている主要項目 福祉バスの運行、介護施設の充実、独居・高齢者世帯への安否確認、在宅福祉サービスの充実 |
| 保健・医療の充実 | ・町立病院の医師を確保し、施設を充実(48.6%) ◆前回 同上(50.1%) ◆前回より高くなっている主要項目 なし |
| 農林水産業振興 | ・農業の担い手を育てる(40.9%) ◆前回 無農薬・減農薬栽培(44.6%) ◆前回より高くなっている主要項目 放棄竹林の整備活用、集落営農・農業機械共同利用等 |
| 商業振興 | ・地域の農林産物の特産品づくり(35.9%) ◆前回 同上(40.5%) ◆前回より高くなっている主要項目 宅配サービスなど高齢者への対応、空店舗の活用 |
| 製造業・工業振興 | ・企業誘致の推進(49.0%) ◆前回 同上(48.0%) ◆前回より高くなっている主要項目 なし |

| | |
|----------------|---|
| 観光振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光の拠点となる集客施設の活用(53.5%) ◆前回 同上(65.6%) ◆前回より高くなっている主要項目 広域観光ルートの開発 |
| 環境衛生対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策の推進(39.1%) ◆前回 同上(46.1%) ◆前回より高くなっている主要項目 不法投棄の監視体制 |
| 交通安全・防犯・防災対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設の整備(60.6%) ◆前回 同上(65.6%) ◆前回より高くなっている主要項目 交通事故の防止 |
| 生活基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備(38.8%) ◆前回 同上(40.9%) ◆前回より高くなっている主要項目 宅地開発の推進、町営住宅の改修等 |
| 学校教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進(30.9%) ◆前回 同上(31.8%) ◆前回より高くなっている主要項目 食育、情報化・国際化に対応した学習機会、地域に開かれた学校づくり |
| 社会教育・社会体育・文化振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの普及やイベントの開催(40.0%) ◆前回 同上(40.2%) ◆前回より高くなっている主要項目 なし |
| 国際交流、地域間交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・特産物などを生かした幅広い国内地域との交流(46.8%) ◆前回 なし |
| 住民と行政の関係や行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の問題等の情報発信(31.9%) ◆前回 同上(33.9%) ◆前回より高くなっている主要項目 地域づくりリーダーを養成する講座開設 |
| 行財政運営と住民サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・財政支出の抑制(30.9%) ◆前回 同上(35.0%) ◆前回より高くなっている主要項目 民間委託の推進 |
| 将来像の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サービスの充実(44.5%) ◆前回 同上(45.6%) ◆前回より高くなっている主要項目 企業誘致などによる働く場の創出、住宅環境の整備 |

(5) 前期基本計画の評価からみた主要課題

① 保健・福祉・医療

- 乳幼児健診における熊大病院医師の支援の継続や、発達障害のスムーズな発見・支援のための体制整備や保育士等の配置の検討
- 妊婦健診の結果に基づく医療機関と連携した保健指導の充実
- 生活習慣病予防に対する持続可能な指導体制の充実
- 在宅介護・地域支援サービスにおける虚弱高齢者日常生活支援事業等を通じた住み慣れた地域で生活を続けていくための支援の継続
- 高齢者の生きがい対策としての老人クラブ活動等の維持・充実やシルバー人材センターにおける会員増加対策や自主運営ができるような支援
- 高齢者と地域の交流を通じたお互いに支え合う地域福祉のための体制づくりの推進と地域への啓発
- 老人クラブ及び婦人会の組織体制の脆弱化を支援するボランティアの育成
- 子育て中の親のニーズに即した一時保育、休日保育、病後児保育、障害児保育など多様な保育ニーズへの対応
- 家族会の高齢化、世話人となる人材の不足などの問題を抱える精神障害者家族の相談等の場となっている座談会の活性化
- 家族・一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう地域と連携した災害時要援護者及び命のバトンの登録制度の充実
- 町立病院の経営改善と職員の意識改革の推進

② 産業振興

- 農地の基盤整備や集積、新規就農者の支援や集落営農・作業受託組合新規設立など担い手の確保・育成の充実
- 指定産地となっているナス等のブランド化の推進
- 学校給食における地産地消を進めるための、供給体制（JAあるいは直販）の整備
- 作業道等の整備など森林の公益的機能の確保や木材販売における価格安定化の促進
- 高齢者への宅配サービスなど地元商業の活性化のための継続した取り組みの推進
- 地元企業の域外流出防止のための懇話会の質的充実
- 「戦国肥後国衆まつり」など独自の祭事を通じた継続的な観光客の誘客
- 町観光協会の活性化
- 「なごみ型」グリーンツーリズムの継続的な取り組みの推進
- 玉名市、山鹿市、菊池市と県北合同観光PR事業を通じた、広域観光ルートによる観光客誘致の継続的な取り組みの推進

③ 環境衛生

- ごみ減量化のためのマイバックの普及など継続した取り組みの推進
- 保健所、警察等関係機関との連携や地域での監視パトロールの継続的な取り組みを通じた不法投棄防止対策の推進
- 山林保全活動としての「緑の少年団」の活動に対するPRをはじめ、交流の場づくり、環境学習の場づくり等の推進
- 菊池川流域同盟(5市4町)で毎年1回開催している『菊池川の日』スペシャルを通じた環境学習の継続的な取り組みやレジ袋有料化やマイバック活動を通じた環境保全に対する啓発活等の充実

- 水量不足地域や水質に課題を残す地域への安全で安定した給水確保のための簡易水道整備
- 下水道事業における継続的な維持・管理の推進
- 浄化槽施設の継続的な維持・管理の推進

④ 生活基盤・安全防災

- 幹線道路の整備の遅れに対する要請
- 生活道路の継続的な維持・管理の推進
- 長寿命化計画に基づく町営住宅の継続的な整備、改修
- 利用者減少を踏まえた路線や便数等を考慮したバス施策全体の見直し
- 域内交通手段
- 域内移動手段としてのコミュニティバス、乗合タクシーに関する事業化に向けての検討
- 住民への情報提供手段である町のホームページにおける、利用者ニーズにあった掲載内容等の検討
- くまもと電子申請窓口よろず申請本舗の町民のニーズを踏まえた啓発・普及
- 自主防災組織の体制強化の充実や消防団との連携による地域防災体制の充実
- 交付金等予算との調整を踏まえた各行政区での交通安全施設の整備や安全協会の機能充実による交通安全運動の推進、「朝の街頭指導」を通じた交通安全意識の継続した啓発の推進
- 防犯灯の整備や青色防犯パトロール車の巡回による防犯活動の充実

⑤ 教育文化

- 学校教育における学力向上への取り組みやテレビのデジタル化や電子黒板の配置など新たな教育機器を通じた学校力、指導力の向上
- 学校、PTA、地域の応援団等と連携した道德教育や人権教育への継続した取り組みの強化
- 授業の公開や地域交流室等の地域への開放、挨拶運動やクリーン作戦などボランティアや地域環境活動の取り組みを通じた地域に開かれた学校づくりの推進
- 小中学校の計画に沿った統廃合の推進
- ふれあい大学、コスモス学級など生涯学習プログラムの全町的な展開
- 菊水地区での中央公民館まつり、三加和地区での文化祭を通じた両公民館利用者間交流の効果的な仕組みづくり
- 町体育館など町内の体育施設の継続的な改修
- 総合型地域スポーツクラブとしての「なごみだっでんクラブ」の活動の充実
- 町民の町内歴史文化資産の認識向上や「トンカラリン」の継続的な保存・活用の推進

⑥ 協働のまちづくり・行財政運営

- 自律的なコミュニティ形成の場である里づくり活動の継続的な取り組みの推進
- 地域づくり活動支援補助金制度を活用した地域に役立つまちづくり活動の推進
- 行政評価システムの本格活用の推進
- 真の職員の資質向上に対応した職員研修のあり方や人材育成基本方針に基づく具体的な研修計画の実施
- 和水町男女共同参画計画に基づく継続的な男女共同参画社会実現のための取り組みの推進

(6) まとめ

以上のように、現段階では評価のできない施策等もありますが、和水町では総合計画が形骸化することなく、全ての政策が基本構想に掲げられた方向性により進められています。

また、和水町は財政再建も同時に行われており、各分野の施策は財政的な制約のなかで推進されていますが、外部の財源を活用するなど、相当な努力がなされていることがうかがえます。和水町の歴史的な経過と現状を踏まえると、基本構想に掲げられている都市像をはじめ各分野の政策の理念は適当であり、今後も行政と住民が一体となって総合計画を推進していくことが期待されます。

なお、この5年間の経験や新たな行政需要への対応を勘案すると、次の諸点に留意し、「希望(ゆめ)あふれ、人と地域が輝くまち」の実現に向けて、後期基本計画を検討していく必要があります。

～魅力ある住みよいまちづくり推進～

本町は、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有し、高速道路利用で福岡市まで約60分、熊本市まで約40分という近さにあるとともに、九州新幹線新玉名駅を利用して博多駅まで35分、熊本駅まで10分という交通の便に恵まれています。

このような恵まれた交通条件のもと、生活圏や環境も異なる菊水地区と三加和地区は合併後、祭り等での交流を通して融合が図られており、一つのまちとしての形が形成されつつあります。

住民アンケート調査では、今後「産業の活性化」と「福祉の充実」は重要かつ継続して取り組むべき方向として位置づけられています。

2つの地区の融合が図られ、一つのまちづくりに向かって進む時期にあたる後期基本計画の期間においては、企業誘致がままならない状況を踏まえ、恵まれた交通条件を生かした産業全般にわたる活性化策、とくに、観光振興については、九州新幹線全線開業をきっかけに玉名市、山鹿市、菊池市と県北合同観光PR事業を展開中であり、町内の歴史文化資産との連携を図った魅力あるまちづくりを進めます。

併せて、町民の「住み続けたい」という要求を満たすとともに、観光振興から生み出される来訪者や産業全般の活性化によって生み出される就業者に、本町に「住んでみたい」と思わせる魅力づくりも必要です。

そのためには、両地区の融合のもと、自助・共助・公助の連携による自立した安心して暮らせる地域づくり、まちづくりの充実に、まず取り組みます。

その上で、子育て家庭が夢をもって育てる幸せを実感できる環境づくり、子ども達が希望を持っていきいきと育つ環境づくり、さらには教育力の向上や子ども達が安心して学ぶことができる教育環境づくりを通して子育てと教育を応援するまちづくりに取り組みます。